
令和3年 第4回(定例)国 富 町 議 会 会 議 録(第2日)

令和3年12月14日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和3年12月14日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 中村 繁樹君	2番 穂寄 満弘君
3番 谷口 勝君	4番 三根 正則君
5番 日高 英敏君	6番 山内 千秋君
7番 武田 幹夫君	8番 近藤 智子君
9番 飯干 富生君	10番 河野 憲次君
11番 緒方 良美君	12番 横山 逸男君
13番 渡邊 静男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	重山 康浩君
企画政策課長	大矢 雄二君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	松岡 徳君	町民生活課長	菊池 潤一君

福祉課長	……………	桑畑 武美君	保健介護課長	……………	坂本 透君
農林振興課長	……………	日高 佑二君	農地整備課長	……………	横山 寿彦君
都市建設課長	……………	吉岡 勝則君	上下水道課長	……………	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	横山 香代君
教育総務課長	……………	児玉 和弘君	社会教育課長	……………	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長	……………			……………	佐土原敏郎君
監査委員	……………	山口 孝君			

午前9時30分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。令和3年第4回定例会2日目となります。

傍聴席には高齢者クラブの女性部の皆さんをはじめ、多くの方々にお越しいただきました。誠にありがとうございます。

本日は一般質問となっております。

一般質問は一問一答方式で行います。議員におかれましては、政策の提言や疑問点につき、納得いくまで質問、答弁を繰り返していただきたいと思います。執行部におかれましては、対応方、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、質問通告がなされておりますので、順次これを許します。

最初に、穂寄満弘君の一般質問を許します。穂寄満弘君。

○議員（2番 穂寄 満弘君） おはようございます。早朝からの傍聴、誠にありがとうございます。

12月も半ばになり、早いもので今年も残すところ2週間余りとなりました。行きかう人たちも慌ただしくなりまして、大変、国富町のまちもにぎやかになっていると思います。

朝晩の冷え込みも厳しい毎日となっております。今年の夏は暑い夏が続き、秋には、台風14号の影響で国富町においても避難指示が出ました。今年の冬は例年よりも寒い毎日となっております。これも温暖化の影響だと思われまます。

先日、11日、12日、私は法華嶽公園に行き、ダウンヒルシリーズ法華嶽大会、マウンテンバイクの大会及び警察犬大会を見てきました。地元でもありますので、少しの時間でしたが、楽しい時間を過ごすことができました。

競技の参加者は三十数名と聞きました。ほとんどは若者の参加で、家族ぐるみで自家用車にバイクを積んで来られていました。

遠くは北海道から2名、あと、多摩ナンバー、名古屋ナンバーの車もありました。九州管内では、福岡、大分、熊本、鹿児島、地元の宮崎の車でいっぱいでした。

皆さんの練習を見させていただきましたが、あの急斜面をもろともせず、駆け下りていかれました。土曜日のタイムのほうですが、1位、2位、3位の3人とも59秒台という、コンマ何秒の戦いでありました。バイクの値段ももちろんピンキリありますが、ちなみに、一番高いものは100万円だそうです。

警察犬大会のほうにも行ってみました。警察犬候補のわんちゃんたちばかりで、ご主人に誠に忠実でありました。臭いを嗅いで、前方の5個の臭いのついたガーゼの中から同じ臭いのガーゼをくわえて戻ってくる試験では、4回ほどの試技の中で、間違ってくわえてくるわんちゃんも少しはいましたが、その中でも自衛隊犬も参加しておりましたが、大変優秀でありました。恐らく、災害救助犬として活躍をしてくれることだと思います。

家の、我が家のこじろう君とはちょっと違いますが、どしどし、いろんな大会、行事を法華嶽公園で計画、実行してください。

今年はコロナ、コロナに振り回された1年になりました。

11月の30日にはオミクロン株の国内初確認の報道がなされました。現在、日本国で17人の感染者となっております。

宮崎県も、四十数日間、感染者ゼロの日が続いておりましたが、12月の3日に、ついに1人の感染が発生しました。現在、9日間、ゼロを継続しております。

新型コロナワクチン接種も、医療従事者480万人の優先接種が2月に始まり、高齢者3,600人の優先接種は4月上旬に始まりました。希望する高齢者への2回接種という目標をおおむね達成しております。

12月の1日からは、2回目接種を完了した18歳以上の全ての方に対して、追加接種、3回目の接種が始まりました。国内の接種率は1日で18万回前後であります。11月末日において、1回目9,977万人78.8%、2回目9,733万人76.9%の接種率となっております。

世界に目を向けてみますと、日本よりもワクチンの接種の開始が早かった国々がたくさんありますが、接種率は伸び悩んでおります。

ワクチンを1回以上接種した人、人口に占める割合、1位は隣の大国、中国で84.8%の12億2,500万人です。次に、2位もお隣の韓国、82.9%の4,250万人となっております。が、しかし、今、韓国は大変な状況であります。1日の感染者が7,000人近く、死者も80人近くになっております。

そして、3位が日本、79.2%であります。9,977万人、12月の8日にはついに1億人を超えました。1回目の接種を終えられた方が1億人ということです。2回目の接種におきましても77%の方々が接種を終えております。

九州地区でのワクチンの接種率で、宮崎県は、1回目、2回目ともに一番低い数値であります。いろいろな諸事情で接種の受けられない方がたくさんいらっしゃいます。差別、偏見などは一切ないようにすることが一番大切だと思っております。

町民が一丸となって、年末から正月に向けて、さらに第6波に向けて、皆で協力しながらコロナ対策に取り組んでいきたいと思っております。

また、農業のほうに目を向けてみますと、千切り大根の棚の設置が終わり、朝早くから千切りかけの作業が行われております。価格も心配ですが、天候のほうもここ数年悪天候でしたので、今年こそはかと思っております。

ハウス農家におきましては、価格の低迷が続き、さらに燃料の高騰が追い打ちをしております。資材や人件費や全てにおいて値段が上がっておりますが、農作物の値段は比例して上昇しておりません。先の見えない状態が続いております。

また、葉たばこ農家の34%が廃作を決めており、例年であれば、今の時期は畝作り、ポリ張りの作業があちらこちらで見られたものです。今年の冬は様変わりをしました。その景色を見ることはできません。葉たばこに代わる農産物がないため、農地の荒廃が急激に進む恐れがあります。農業、農家の元気アップ対策にも取り組んでもらいたいものです。皆で取り組んでいこうではありませんか。

それでは、トップバッターとして、私の2回目の一般質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、森林伐採の現況についてお伺いします。

森林伐採で、業者が、森林法第10条の8、第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書の提出を行った場合には、申請書の不備などの審査はもちろんのことであるが、作業に伴う行政指導についてお伺いします。

次に、小中学校生徒の登下校時の安全確保についてお伺いします。

登下校の際の交通事故で、将来の夢、目標を持った子供たちが命を奪われた交通事故が発生しております。国富町における交通安全指導についてお伺いします。

次に、六野地区にある建設資材置場の維持・管理についてお伺いします。

大切な建設資材の資産運用について、現場の発生品として国富町の大切な財産である2次製品の管理状況及び町民の利用状況について、また、現在も公共工事に伴う発生品の受入れをしているのか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） マイクの消毒のため、しばらくお待ちください。

答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、穂寄議員のご質問にお答えをいたします。

まず、森林伐採の現状についてであります。

本町に既存する民有林のうち、私有林の伐採は、令和元年度が138件の44.96ha、令和2年度は156件の59.56ha、令和3年度が、11月末現在で、97件の34.4ha実施されております。

森林伐採につきましては、森林法第10条の8、第1項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要であります。

届出書の審査については、所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、伐採期間、樹種などの記載のほか、境界を確認した旨の誓約書の添付及び町の森林整備計画に適合していることを確認した上で、適合通知書を交付しております。

作業に伴う行政指導については、届出書に記載している伐採期間や伐採方法が届出のとおり行われているか作業中に現地確認を行っており、伐採跡地が周辺の地域の環境悪化を招くことのないよう、注視しているところです。

次に、六野地区にある建設資材置場の維持・管理についてであります。

この資材置場は、公共工事で発生する建設資材を町民の生活基盤や農業生産基盤への有効利用を促進するため、仮置場として使用しているもので、製品は、原材料払下げ申請のあった区や水利組合等に対して支給し、集落内の排水路整備や農業用排水路の整備に活用されております。

最近の利用は、直近5年間で10件の申請があり、鋼製やコンクリート製の蓋類が6件、コンクリート側溝が3件、ガードレールが1件となっております。

また、受入れにつきましては、公共工事で発生するコンクリート2次製品も、経年劣化による老朽化や破損しているものが多く、再資源化施設での処理を行っていることから、近年は搬入はされていない状況であります。

今後につきましては、現在管理している製品の数量や種類などの管理台帳の整備を進めると同時に、現地は、年1回の除草は行っているものの、草木が繁茂しているところも見受けられますので、適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 荒木教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、小中学生の登下校時の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

今年6月に千葉県八街市で、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、2人が死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

交通事故は、いつ、どこで、どのような形で起こるか予測できません。

そこで、各学校では、登校時に教員や交通指導員による交通安全街頭指導を行うとともに、交通安全教室や自転車点検を実施するなど、年間を通した交通安全指導を行っております。

さらに、下校時には、青少年育成町民会議の青パトによる見守り活動が行われ、事件・事故の防止に協力いただいております。

また、通学路の安全点検につきましては、毎年、各小中学校校区内の危険箇所調査を実施していただき、提出された危険箇所につきまして、役場、高岡土木事務所、高岡警察署などの関係機関と現地立会いや改善に向けての協議を実施しております。その結果につきましては、通学路交通安全プログラムとして、教育委員会のホームページで公表いたしております。

今後とも、学校地域及び関係機関が一体となった子供の安全確保のための体制強化を図ってきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんか。穂寄議員、質問を続けてください。

○議員（2番 穂寄 満弘君） まず初めに、森林伐採の件についてお伺いします。

昨年度の森林伐採の実績についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 日高農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 昨年度の伐採の実績ということでよろしいでしょうか。

昨年度につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたが、156件の59.56haでございます。

お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 森林伐採を行う業者で、町内業者及び町内以外の業者の数をお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） これにつきましては、昨年度、本年度と併せてでよろしいでしょうか。

まず、令和2年度におきましては、町内の業者が6社、町外の業者が11社、本年度11月末、今現在でございますが、町内業者が10社、あと、町外業者が9社でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。

国富町において、誤伐及び盗伐の事案はありませんですか。お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 誤伐、盗伐につきましては、県のほうに確認をいたしました。

本年度は現時点で10件ほど誤伐が発生しているということでございます。

なお、本町において、残念ながら、ちょっと1か所、1件、誤伐の箇所がございました。

報告いたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 伐採に伴う搬路、町道、農道、田畑の作業開始前の確認及び立会いについてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） この、伐採に関しましては、伐採届を我々、受理しまして、その内容を確認した上で適合通知書を交付いたします。

その内容につきましては、伐採に関する諸内容、先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、森林伐採に関する諸内容について確認しまして、それに適合することをもって、標識をもって、現地に貼っていただくように指導しております。

なお、持ち出しの搬路につきましては、地図上で確認はしておりますけれども、それについては、詳しい内容については、こちらのほうでは確認はしておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 森林伐採箇所の林地所有者との確認は、書類上では行っておられると思いますが、現地での確認はどのようにされておられますか。伺います。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 先ほどの伐採届に添付します誓約書、これにつきましては、申請者——この森林の所有者、もしくは伐採業者から提出されるものでございますが、この伐採届に、伐採のその境界を確認したという誓約書を添付しての確認をしているところでございまして、現地についての確認はしておりません。

お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。

ぜひ、現地での確認ができるような時間がありましたら、お願いしたいと思います。

次に、森林伐採箇所の林地地区及びその通知、チラシ等の配布の指導なんかは行っておられる

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 伐採後の造林の指導について、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） この造林につきましても、再三申し上げますが、伐採届の中で今後の造林並びに植林に関しての記述もございまして、それを確認した上で指示、指導をしておりますので、直接の指導という形は行っておりません。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 寺中地区の集落の北側の伐採業者の森林伐採現場の件につきまして、国富町が把握している情報について、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今の寺中の森林の里道のことをおっしゃっているんですか。この件につきましては、伐採の現場がちょっと山奥のほうにありまして、そこに行きつくまでの里道がございます。その里道につきまして大雨等で傷んでいたということから話がありまして、現地に行きましてその状況を踏まえて、業者に現地で指導したという経緯がございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。その現場につきまして寺中地区6名の方より電話をいただきまして、森林伐採、現場の里道が田植えのできる状態になっているよと。ちょっと確認してくださいという電話が、夕方の7時ぐらいにありまして、早速出向いて確認したところ、本当に現場を見ましたところ、大変な状況でありました。その後、役場の指導のもと暗渠配水管、砂利敷きが1週間以上かけて業者によって行われておりました。できましたら事前に協議、ご指導をいただき、作業中の確認をされていれば、こういう事態は防げたと思いますがどうお考えですか、お聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） その件につきましては、伐採届関係につきましては農林振興課のほうで受付をしておりますが、里道とか一般的に法定外公共物と呼ばれるものなんですけれども、この管理につきましては農地整備課のほうが管轄としております。ここの連携がちょっと行き届かなかったのかなというところで、反省しているところでございます。今後は、連携をとって努めていきたいと思っております。

お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 永田地区、観音瀬地区の伐採業者の森林伐採現場の状況について、国富町が把握している情報についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） こちらにつきましても、伐採が終了した後に台風の影響で、伐採した山の中から流水が発生したということで、土砂がちょっと表に出てしまいましたということで、これにつきましても現地に即向かいまして、処理についての業者への指導をしたところでございます。

お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 台風の過ぎた午後4時に、深年地区の被害などなかったか確認で現場を通りかかりました。そうしたところ、ちょうど山のほうから濁水が川のように流れておりました。隣接するハウスにももう少しで流れ込んでしまうような状況でありました。ハウスへの流入はなかったものですが、隣接する稲作水田に流れ込んでおりました。

この場所も町道のほうは役場の指導のもと、排水溝は業者において浚渫作業が行われたと聞いております。山の上流の溜め枡、近くにありますが、山を切ったところの横の溜め枡及び管渠配水管の部分も土砂が埋まっておって用をなしておりませんでした。今回、役場におかれまして予算の都合もあるかと思ひまして、私のほうでちょっとやらせてもらいましたが、森林伐採前、期間中及び終了後の現地の確認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、観音瀬地区の伐採業者の森林伐採箇所全体の、今浚渫作業したと言ひましたが、その部分だけ、ほかのところは丸太杭が施工されておりました。流出の対策が講じてありました。事前に現場の立会などが行われていれば、全面道路、集水枡、水田への悪影響も防げたと思ひます。

続きまして、野添地区の伐採業者、森林伐採業者の件について、国富町の把握している情報についてお伺ひいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） この野添につきましても、先ほどの台風によって及ぼした流水によって、県道が土砂で閉塞しているところだったかと思ひますが、こちらにつきましても地元からそういった連絡をいただきまして、即職員が赴きまして、伐採業者に指導をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 9月16日、21時8分に友人より電話がありまして、野添の

先の山から木材と土砂が流出しているけどどうすればいいかという連絡がありました。とりあえず私が行くので、ありがとうございますと伝えました。

早速、都市建設課長に連絡して、あとの対応を県土（高岡土木事務所）のほうにしてもらうとこでありました。私が到着して10分後にパトカーが到着しまして、その状況を私は説明を簡単にしたところでありました。さらに10分後に高岡土木事務所より2名到着されました。現地を確認されまして、当県道の維持委託業者のほうに連絡されていました。都合がつかなければ地元の業者に連絡をとっておきましたので、私か地元業者のほうで土砂の撤去をする予定でしたが、機械と作業員の手配がついたということで、あとの作業はお願いしたところです。もちろん、仮復旧の作業が終了したのは夜中零時を回ったことは言うまでもありません。

余談ではありますが、土砂の崩壊、流出があった5分前に私の家内がその現場を通行しております。参事にならなくて安堵したところでした。また、野添地区の伐採業者の森林伐採箇所の林地残材の流出を防ぐ、土留め、ついで丸太杭の設置、横丸太の施工がしてあります。何年か経過しますと、丸太杭が腐ってしまいと同時に横丸太の支持がなくなります。危険ではないでしょうか。前面道路は高岡土木事務所の管理であります。通行する人々は国富町民が大半であります。いかがでしょうか、行政、業者、土地所有者との早急な対策、協議を望みますが、どのように考えておられるか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 今、ご質問いただいたとおりでございますが、確かに応急的な処置を現場はされているような感じはしております。ただ、これにつきましても、今の山の地権者並びにその伐採業者等の意向の確認をしながら、より適正な対応ができるようなことで、我々としましても申し入れをしていきたいと思っております。

お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 先ほども言いましたが、9月16日の大雨、国富町におきましても大雨警報、土砂災害情報発表ありました。さらに避難指示も発表されました。緊急安全確保が出されました。宮崎市、日南市、国富町の3市町村の一部に合計1万6,867世帯3万6,382人に避難指示が出されました。宮崎市の内海地区では集落につながる橋が崩落して、5世帯6人が孤立しました。生々しい光景をテレビなどで皆さんご承知と思います。大量の濁った水と同時に大量の林地残材や切株、大きな岩石など、本当にこのたびの災害は自然災害だったのでしょうか、考えさせられる被害、災害でした。

10月10日の宮崎日日新聞の一面に、内海の畑田地区の浸水被害について、同地区を流れる畑田谷川上流部の伐採跡地から材木などの林地残材や切株が流出し、川をせき止めたことが被害

拡大の一因になった可能性があることが分かった、流出対策は適正に行われていたが、想定を上回る雨量で流れていたと見られると書かれていました。木材を伐採した県内業者は複数箇所です。丸太杭を打ち、林地残材などの流出を防ぐ土留めや砂防ダム付近の整地など、土砂災害対策は徹底したと説明しております。伐採跡地を検査した宮崎市森林水産課も丸太流出を防ぐための対策はとれていたとし、想定以上の大雨が山肌を滑り、木材が流出したものだとして推測すると、検査の結果を報告しております。適切な対策を業者もとっていて起こった災害であるからこそ問題だと思いません。

そこで、私は現地に足を運んでみました。皆さんもご存じのとおり、国道220号線の通行止めも業者の24時間体制、延べ2,100人の作業員、大型重機20台使用、去る10月20日の13時に皆さんの献身的な努力の結果、国道220号の通行止めは全面解除となりました。その後、鉄道のほうも復旧作業が急ピッチに行われまして、先日11日の日に鉄道のほうも工事関係者の方々の努力で開通しております。国道に関しては1か月ちょっとで、鉄道に関しては3か月弱での全面開通でありました。先月、2回ほど畑田地区に行ってみまして、実際に被災された地区の住民の方々のお話を聞くことができました。

まず最初に、口から出た言葉は「人災ですよ」という言葉です。口をそろえて言われました。「このような災害は起こると思っていました」などということです。そのあと、畑田谷川の上流の砂防堰堤まで行ってみました。砂防堰堤の上流部分は堆積土砂と木材がたくさん見られました。今回、流出した土砂、切株などは堰堤の左岸上流部からのものと思われまます。復旧工事、仮復旧工事は終わっていましたが、再び大雨が降れば大変なことになるのは予想されます。

県砂防課は近年の大雨被害の激甚化も踏まえ、業者や土地所有者と対策に向けた協議が必要と強調しております。また、宮崎大学の清水教授も、大雨で流れ出る可能性のある場所に残さないことが重要と指摘されております。がしかし、伐採業者は林地残材や切株などを路網整備で発生した、山肌を削った部分に土砂の流出防止のための山の谷部分、沢などに適切に処理することは一般的であります。これによって、想定以上の大雨が降った場合に、また隣接する道路、田畑に影響が及ぶのは当然のことです。県も災害リスク低減にもつながる対策としまして、林地残材の木質バイオマス発電への活用の推進を提案しております。国富町も大惨事になる前に、森林伐採現場を確認して、その場所に対応するよい対策を望みます。

再度、最後に申し上げますが、森林計画に沿った伐採時期を迎えたスギ、ヒノキ、その他の伐採などの木材の需要などある中で、最近では町内業者はもちろんですが、町外業者、県外業者まで多数見かけております。数年前からいろんな問題も発生しております。八代地区もあちらこちらで山肌の露出しているところを数多く見かけます。同時に地区一帯の山林が丸裸になっていきます。最近では温暖化の影響で台風時期はもちろんのことですが、梅雨の時期も経験し

たことのない50年に一度の豪雨が発生して、大変な災害が発生しております。ぜひとも、伐採及び伐採後の造林の届出の中で、造林の面積及び造林の方法の欄がありますが、造林の計画のない書類が提出された場合には、ぜひとも造林の重要性を説明されて、少しでも林地などに迷惑、被害を及ぼさないように対応してもらうように、伐採後の人工造林の推進に努力してもらうとありがたいです。

現在の宮崎県の再造林率はパーセントで言いますと、全国平均よりもかなり低い状況です。少しずつでも100%に近づける努力をするべきであります。また、伐採業者には、山腹に開設した路網の放置等のないように指導、木材の積み込みに道路を使用する際には道路の使用許可の申請はもちろんのこと、通行車両、自転車、歩行者優先で作業すること、木材運搬時の法定速度の厳守、飛散防止に努めるようにご指導ください。

重ねてのお願いになりますが、伐採前、伐採中、伐採完了の適切な時期に各々現地の確認、道路、山林、田畑及び隣接する用水路、排水路等の大切な国富町の財産の管理も行うべきと思います。

次に、登下校時の安全確保について。

小学校における徒歩通学、スクールバス通学、その他の人数をお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 児玉教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） すみません、小中学校でよろしいでしょうか。

徒歩での登校が919名、スクールバスが108名、自転車が327名、保護者の送り迎えが11名、合計の1,365名となります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 登下校時の交通事故、中学校生徒の自転車事故等の発生件数について、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 平成28年度は、自転車での転倒1件、自転車と自動車の接触が1件の合計2件です。29年度が、自転車と自動車の接触1件、児童と自動車の接触1件の合計2件です。それから30年度から令和2年度までは事故はございませんでした。令和3年度、本年度は自転車での転倒1件となっております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 交通安全教室等の実施状況について、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 全小中学校で、交通安全教室を年1回開催しております。本庄小学校、森永小、八代中、八代小は屋外での開催であります。木脇小、木脇中は屋内、本庄中では1年生が屋外、2年、3年生は屋内での交通安全教室を実施しております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 中学校生徒の学校での自転車の定期点検内容について、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 自転車の点検につきましては、本庄中学校は学校のみでの点検を1回、自転車屋さんから来ていただいた点検を1回、年間2回行っております。八代中学校では、学校での点検が毎月1回で、それと自転車屋さんから来ていただいた点検が年2回、合計しますと年間14回行っております。木脇中学校は、自転車屋さんから来ていただいた点検を年1回行っております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 自転車の保険加入について、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 自転車で歩行者などにけがを負わせてしまったときに、その治療費や慰謝料を補償できる自転車損害賠償責任保険への加入が、宮崎県条例によりまして、令和3年4月1日に義務化されております。その加入状況は、小学生が65%、中学生が94%となっております。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 保険加入が義務化になったということは聞きましたが、その保険の内容についてですが、各家庭の自由加入とか、あと補償内容、障害補償及び個人賠償責任保障内容について、それと示談交渉代行サービスが付いているかなどについて把握されているのか、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 保険につきましては義務化されましたけど、罰則規定がございませんので、各保護者の考え次第だと思います。保険につきましては、相手への補償額が1億円から無制限まであります。保険料につきましても年間1,000円から1万円を超えるものまで様々でございます。保険の内容としまして、弁護士の附帯が付いているものもございまして、ないものもございまして。保険会社によりましていろいろな保険がございまして。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ぜひとも内容のほうで足りない部分があったらそれも学校のほうに言ってから、できるだけ対応できるような保険にしてもらいたいと思います。雨天などの悪天候時の自家用車の送迎の許可関係についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 今年9月16日の午後、木脇地区で県道佐土原国富線が通行止めになるほどの局地的な豪雨となりました。そこで、下校は危険と判断いたしまして、木脇小中学校では、保護者に迎えに来ていただいて下校させております。他の小中学校も、悪天候時には保護者による送迎をお願いする体制となっております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） スクールバスのことについてお伺いします。運行日誌などの管理状況についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） スクールバスの安全運行につきましては、まず出勤されたら、服装や健康状態の点呼を行っております。それから、飲酒探知機でアルコールチェックを行い、アルコールが検出されますと、鍵が抜けなくなる機器を使いまして、検査を行っております。業務が終わりますと、運行管理者と終業の点呼を行います。運転日誌にその日の運行状況、走行距離、忘れ物の有無などを記載し、鍵を返却いたしまして、業務終了となります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 続きまして、本町の青パトの運行台数及び人員、運行経路及び時間帯についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 青パトの運行状況、それから時間帯等の概要というご質問かと思えます。社会教育課に配備の青パトによりまして、中学校区ごとに週3日、15時30分から16時30分を基本としまして、2名1組で巡回をしていただいております。青パト乗車に必要なパトロール実施者証は現在一般の協力者30名、中学校職員等で17名の方が隊員として登録いただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 地区による見守り隊協力者の状況についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 国富町青少年育成町民会議の支部会の取組といたしまして、2か月に1度、早朝でございますが、愛の一声挨拶運動を展開していただいております。そのほか、交通安全運動期間や各小中学校PTAによります指導も随時行っていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 声かけ事件などの発生状況についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 声かけ事案についてでございますけれども、教育委員会の青少年町民会議で把握しております、令和3年度におきます事案については、11月末現在で9件でございます。その多くは、声かけ事案でございますが、そのほか、付きまとい、無断撮影、身体接触等が確認されておりますけれども、いずれも解決済みで報告をいただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） お助けハウスの登録状況についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） お助けハウスでございます。宮崎県PTA連合会という組織がございます。その中に、宮崎県子どもの安全を守る連絡会という団体、こちらの事業でございますが、お助けハウスを設置、ステッカー等を入り口に添付いただいて、有事の際にはかけ込んでいただく、子供たちのかけ込みというところに対応していただくという形で登録をいただいている事業でございます。

町内には、214件の登録がございまして、これは、各小学校ごとに毎年その校区内の施設や商店、または個人宅等を報告しているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 防犯ブザーの活用状況についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 防犯ブザーにつきましては、宮崎地区生コンクリート事業協同組合から町内4小学校の新1年生全員に携帯用防犯ブザーを平成23年から毎年寄贈をいただいております。

その活用状況につきましてですけど、不審者情報を見ますと、防犯ブザーを使用した案件

はございませんでした。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 続きまして、通学路の防犯灯の設置状況及び管理体制についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 重山総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 防犯灯につきましては、総務課になりますので、私の方でお答えしたいと思います。防犯灯の設置につきましては、一定の基準がございます。県又は町が管理する地区と地区を結ぶ道路で、そして18歳以下の児童生徒の通学路ということになっております。平成17年度から設置をしております、設置数は246基であります。そして、電気料、修繕等の維持管理につきましては町で行っております。

以上お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 体育大会の数日前に起きた中学生の帰宅時の自転車事故について、対応をお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 児玉教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 今年度1件の事故発生の内容ですけど、下校中に急な坂道を帰っているところ、落ち葉で滑って転んだというふうに聞いております。その後、その事故発生を受けまして、急遽全校生徒に安全指導を行ったところであります。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。全校児童に周知徹底されたということは、大変いいことだと思いますが、その事故に対する保険関係の使用状況と親御さんの説明はどういうふうにされましたか、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 病院のほうに連れていかれたのも保護者の方でありますけど、保険関係につきましてはお伺いしておりません。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 先ほど教育長からの答弁にありましたが、令和3年6月28日の千葉県八街で発生しました交通事故で、下校中だった小学生の列にトラックが突っ込み、5人が巻き添えに遭いまして、うち2人が死亡、3人が負傷した事故は、皆が恐れていた事故であります。尊い2人の児童の命と3人のけが、全校生徒さんへの心のケアなど、今でも大変なことだ

と思います。国富町におきましても、教育委員会をはじめ、各種機関にて徹底した通学路の危険箇所の点検が毎年行われていることと思います。特に、年度初め、新1年生が自転車通学をする際には、初めて通る道があるかもしれません。どのような方法で子供たちに危険箇所の周知、指導が行われているのか、現地に子供たちと一緒に出向き指導をなさっていると思いますが、教育委員会のホームページの公表だけではいけないと思いますが、どのように考えられますか、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 危険箇所の周知、特に新1年生に対しましては、下校における教職員が途中まで送っていくことを4月中は行っております。下校途中、ここは危ないから気をつけようねとか、そういう指導を行っております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 県教委が3日、県内小学校の通学路の合同点検で、学校や教育委員会での対策を取る必要がある箇所が危険箇所、10月末時点で暫定値で313か所確認されている。このうち、110か所で通学路の変更やボランティアによる見守りの強化、児童らの安全教育などを既に行っていると述べているが、この中に国富町も含まれているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 危険箇所につきまして、通学路の変更を行ったところはございません。また、見守りの強化を行ったところも今のところございません。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 県教委のほか、県警は195か所、県道整備は176か所を危険箇所として確認し、ハード対策を進めていることを報告、県警は81か所で信号機設置や規制の見直しなど着手、県道整備は77か所で防護柵の設置や区画線の引き直しなどに取り組んでいると言われるが、この件についても国富町は含まれているのかお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 信号機の設置はございませんけど、カーブミラーの角度調整とか、白線の引き直しなど、緊急度に応じまして改善の対応を行っていただいております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 県道は置いておきまして、町道に関してであります、少々お金がかかってでも、子供たちのため、国富町独自で安心安全のためであります、早急な対応を

求めさせていただきます。

最後に、建設資材置き場の維持管理についてお伺いします。資材の管理台帳はないというようなことをお聞きしたんですが、今からそういう管理をしてもらうような考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 管理台帳関係のご質問でありますけれど、過去に2回ほど一斉の処分を実施しております。処分後につきましては、搬入されました建設資材の種類や数量等を記録した管理台帳、こういったものを整備しておりましたけども、現在では整備ができていないというような状況であります。今後は、整理、処分について検討しますとともに、管理台帳の整備についても進めていきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 資材、製品の状況ですが、使用不可能なものはないのかお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 使用不可能なものはないのかということでもありますけれども、製品を見てみますと、使用不可能なものもかなりあります。中には、明らかに再利用ができないといった破損した資材もありますので、今後は、こういったものの整理、処分について検討をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 先ほど答弁にもありましたが、資材置き場の草刈りの実施状況についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 現在は、シルバー人材センターに委託をしまして、全面的な除草を年1回実施しております。また、交差点付近や東側の農地に隣接する場所についても、部分的に各1回ずつ実施をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 草刈りが年1回とお聞きしましたが、私は今年5月から定期的に資材置き場に足を運んでおります。いつになったら草刈りをされるのだろうかなど、草の伸びるのも早いもので、外周からは資材置き場の中が何も見えない状態まで、私の背高さ以上に伸びておりました。これをどのようにして草刈り作業されるのか、見てみたいと思いましたが、見る

ことなく草刈りの作業は終了しました。今は草刈りをするにも特別教育修了者でないといけない作業であります、よほどの熟練者があれだけの飛散した資材の中を縫ってきれいに作業されたものだと感心しております。けがもなく、あのような状態で草刈りを依頼するのは私には恐ろしくてできません。整理なされていないコンクリート2次製品が不安定な状態で積み重なっておりますので、大けがのもとです。私にもし依頼があればお断りするの当然のことです。年に2回の草刈りの費用がないのであれば、1回は除草剤散布も考えるべきではないでしょうか。お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 資材置き場の隣接には、農地等がございますので、なかなか除草剤の散布については理解が得られないのかなと思っておりますけども、年1回の草刈りを予算の関係もございますけども、増やすということを検討してみたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 夏場の状況では、害虫の問題、影響で、隣地の畑の地主さんに迷惑料を支払うような状況でございますが、野球場のほうは、ボール等が隣地の畑に入ったときの保証料というような感じで払っていらっしゃると思いますが、このような迷惑料が発生するようなことになってきませんか、どのようにお考えになられているかお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 現在、害虫被害といった連絡は来ておりませんが、繁殖力の強い葛などのつる植物、これが繁茂している状況でありまして、隣接する農地の所有者から連絡があった場合には、部分的な除草を実施している状況であります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 整理整頓、不要材の処分にどれぐらいの費用がかかると思うかお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 現在あります建設資材を全て再資源化施設で処分をするとした場合には、約170万円程度の費用がかかると思っております。また、再利用可能な資材の分別、整理、それと不良品であります製品の処分を行った場合には、180万円程度になると見積もっております。

過去2回ほど一斉処分も実施しているようではありますが、建設資材の有効利用を図るためにも、また経費節減を図るためにも、適正な整理、処分に努めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 今おっしゃいましたが、再資源化施設で処分した場合、170万円程度の費用がかかると言われましたが、全て処分するという見積もりは欲しくありません。言ってはいけないことだと思います。国富町の大切な財産でありますので、簡単に再生処分することは町民誰もが納得できるものではありません。私の地区の永田地区の自然保全組合におきましては、現在8年目を迎えております。58町歩の水田、用水路12.23km、排水路9.31km、農道4.13km、溜池1個、頭首工1基、ポンプ室1個などの維持管理を平成26年の11月という年半ばに県のほうの枠があるということで急遽活動を始めさせていただきました。当初は予算も満額いただきまして、長寿命化の工事として、管布設、φ150を150m、1日の作業で地権者6名位と終わらせました。

次に、用水路の布設替えて、フリューム管200を撤去し、U-I300の新設工事、延長150m、これを農家の皆さん6名と2日と半日で作業をしました。もう1路線ベンチフリューム200を撤去、U-I300の新設、延長120m、これも農家の方々と2日間で終わらせたことがあります。そのときも6名ぐらいの作業人数でありました。慣れない仕事で大変お疲れになった様子でありましたが、私のほうも材料の手配から道具の用意、機械の手配、さらに慣れていない方々の安全に注意しながら作業していただくのに大変苦労したのは言うまでもありません。そのときの発生品として使用できる材料を次年度の工事として用水路、素掘りの水路に200m施工しました。本当はサイズとしましては若干小さいのですが、地権者には大変喜んでいただきました。近年では、一昨年 of 工事で発生した300のフリューム管を昨年60mほど再利用したことがあります。発生品の経年劣化、50年程前のものですので、大変進んでおりますが、製品として再度利用してあげるのが地球環境にもいいのではないのでしょうか。私はそのように考えます。

次に、大雨が降りますと、毎回のように永田地区と深年地区全体を巡回しております。雨風が強いときには倒木、土砂の流出等もたくさんあります。できる限りは対処しております。この前の台風のときの大雨のときは、役場の職員の皆さまも早朝より支障木の伐採など行われておりました。感謝しております。そのときのことですが、我が永田地区の町道の路面排水溝であります。道路の山側に蓋なしのベンチフリューム300の製品が設置されております。場所のほうは、課長もご存じと思いますが、我が永田地区の浚渫の要望をしたことがある地点です。今回は落蓋側溝工事の改修のお願いではありません。ただ、集水柵に両方向から側溝が設置されておまして、柵からフリューム管の300にて放流されています。何と放流先が我が観音瀬水利組合の管理しております用水路に接続されております。どういう経緯で排水を用水に接続していったのか、また

検査のとき施工中に審議がなされなかったのか、今となつてはわかりかねますが、大雨のときは山水もたくさん排水路に流入してきます。接続されている用水路があふれることも多々あります。大変困っております。常識であります、排水路は下流に行くにつれて断面は大きくなり、用水路は逆に下流に行くにつれて断面は小さくなります。そこで、お願いであります、都市建設課の管理されております資材置き場に今の状態では確認しがたいと思いますが、資材の整理が行われた後にヒューム管φ300が1本ありましたら、永田資源保全組合のほうにいただけないでしょうか。さらにヒューム管の掃き出しの部分に止水壁の設置も行いたいと思います。合わせてm1擁壁、またはノーマルクリフ幅1m高さ80cmぐらいのものがありましたら、1本お願いできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 先日、現地のほうを確認させていただきました。町道の一番低い場所にそういった横断暗渠が設置されておまして、用水路に排出している状態です。かなりの流域から町道側溝を通して流入しているようであります。用水路を管理されている水利組合の方々にはご迷惑をおかけしていることと拝察いたします。町道の流末整備ということでもありますので、緊急道路等維持補修費での対応は可能かと思っております。また、水利組合等で施工されるといった場合には、資材の原材料支給もできると思っております。ただ、どの程度の流量が大雨の時にあるかというのも、私ども把握をしておりませんので、現地のほうでできましたら施工方法、それから使用材料等について協議をお願いしたいと思っております。

以上お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。施工のほうは、私のほうで行いたいと思います。先日、資材置き場に行きましたが材料の確認が行える状況ではありませんでした。また、今の状態で立ち入ることは控えた方がよいと思います。課長にお聞きします。課長は今年になって、資材置き場に入られたことが何回ほどありますか。お答えください。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 今月に入りまして2回ほど行っておりますけども、年度で言いますと、3回ほど現地を確認しております。

以上お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） もう1か所お願いですが、私の住んでいる地区の住民から要望がありました。住宅が町道と農道に接しております。町道のほうは側溝蓋がかかっております。そこからの出入れをされております。農道のほうは落蓋型側溝MK400Aが設置されておま

す。出入り口に近い方は2種蓋がかけてある部分が町のほうのありがたい配慮だと思います。さらにその延長はできないかと言われたことがありました。小さい子供たちが遊んで落ちてけがなどする、大変だという理由であります。しかしながら、今の状態では側溝蓋があるかないか確認することさえできません。もしいただけるのであれば、一緒に調べてもらうことはできないでしょうか。調べるには数日間かかるかもしれませんが、よろしいでしょうか。その作業が国富町の大切な財産を管理する資材置き場の整理にもつながると思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） MK側溝400型の蓋ということですが、先日現場のほうに行きましたが、10数枚あるということは確認をしておりますけども、それ以外では確認をすることができておりません。資材置き場の管理につきましては、先ほど申し上げたような葛、つる植物が非常に繁茂しているということもありますので、今後、整理・処分について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） もう一度お尋ねします。いただけるのであれば、私と一緒に調べてもらうことができないでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） それにつきましては、日程を調整した上で、一緒に調べさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。改めて申し上げます。大切な町の財産である建設資材の維持、管理、早急に行うべきと思っております。今度からは、国富町の産業廃棄物仮置き場と言われないように管理お願い申し上げまして、少々時間も残っていますが、私の一般質問終了させていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（渡邊 静男君） これにて、穂寄満弘君の一般質問を終結します。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで、暫時休憩といたします。次の開会を10時55分といたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時54分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、武田幹夫君の一般質問を許します。武田幹夫君。

○議員（7番 武田 幹夫君） 皆さん、おはようございます。今回もどうぞよろしくお願いをいたします。

傍聴席には多数お出でいただきまして、誠にありがとうございます。

執行部におかれましては、今日は傍聴者の方も多いので、分かりやすい答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

さて、穂寄議員も言いましたが、地元特産の千切り大根の収穫が始まりまして、本格的な冬の到来を迎えようとしておりますが、皆さん体調管理には十分注意をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

また、町内の行事等も感染症対策を取りながら、各行事も少しずつ開催されつつあります。このままコロナ感染も終息してくれないかと願うばかりでございます。

さて、国政選挙も終わりました、新しい総理の下、新内閣が発足したばかりでございますが、現在の日本の国防の観点から、日本を取り巻く国々、環境は悪化の一途をたどっていると言っても過言ではない状況だと思います。

つい先月の11月28日に、自由民主党の宮崎県支部の政経セミナーがございました。そのときに講師で来られたのが、自民党総裁選に出馬されました高市早苗政務調査会長が来られ、その後講演がございました。私も黨員の一人として参加をさせていただきました。

ここにいらっしゃる皆さんに、ぜひ聞いていただきたい内容の数々でした。

そのほか、県知事をはじめ宮崎県選出の自民党の国会議員の先生方も来られて、式典の挨拶が終わった後も、高市政調会長の講演を聞いておられました。

高市政調会長の話の中で、私が気になったショッキングな話を少しさせていただきたいと思えます。

ロシアと中国の極超音速兵器の話がされました。ロシアの極超音速兵器は、すごい高い性能で、もうほとんど完成しているということを言われました。また、中国の極超音速兵器も、完成まで時間の問題だということでもあります。

低空でかつマッハ5以上ということで、もう想像もつかないようなスピードで飛んで来る兵器を打ち落とすことは、現在今の日本に配備されている対空防衛システムでは全く対応できないということでもあります。

今後の防衛技術の研究に期待し、防衛力の強化に、今以上力を入れていただきたいと思ったところでした。

それでは、議長の許可を頂きましたので、気を取り直して質問に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず1番目に、デマンド型乗合タクシーについてでございますが、質問に入る前に、国富町地域公共交通会議の皆様方に敬意を表したいと思います。本当にご苦労さまでございました。

令和3年10月1日から、コミュニティバスに代わる乗合タクシーの試験運行が始まり、交通弱者と言われる方々の期待も大きいと思ったところでした。

そこで、現在の利用状況をお伺いをいたします。

次に、町道沿いの雑木が年々大きくなっております。子供たちの登校、通学にも支障を来している路線が多く見受けられますが、このままでは台風などの風水害等での倒木などで通行に支障を来すことが考えられます。

また、倒木の撤去には高額のコストがかかり、景観等にも悪影響を及ぼすと思います。町道沿いの雑木が低木のうちに処分すれば、何も問題は起こらないと思いますが、本町の考え方をお伺いをいたします。

最後になりますが、ICT（情報通信技術）を利用したオンライン授業についてお伺いをいたします。

本町でも、昨年度光ケーブルの整備が全地区で整い、大容量の光インターネット、オンラインでの授業が可能になりました。ICT環境を利用して、本町でもコロナ禍の中、オンライン授業の取組が進められております。

本町の本庄中学校が県教育委員会から本年度ICT活用推進モデル校として指定されており、大変に喜ばしいことと思っております。

そこで、オンラインでの授業の進捗状況をお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、武田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、デマンド型乗合タクシーの運行についてであります。

デマンド型乗合タクシーの運行につきましては、本年7月に開催された第5回国富町地域公共交通会議での決定を受けて、10月1日より試験運行を行っているところです。

デマンド型乗合タクシーとは、買物や通院などの生活のための移動が困難な交通弱者等が交通手段として利用するもので、事前に登録して利用する公共交通サービスです。

現在、84名の登録があり、11月末現在で延べ415名、実利用者数48名が利用していただいております。利用者からは「玄関先で乗り降りができるようになった」「荷物の持ち運びが楽になった」など、喜ばれている一方、対象地区の線引きや年齢制限についての検討を求める意見も

寄せられています。

今後は、実証期間の結果を踏まえながら、寄せられた意見をもとにどのような公共交通の形態が可能か、持続可能な本格運行の実施に向けて検討を進めてまいります。

次に、町道沿いの雑木対策についてであります。

町道の車道や歩道に張り出した樹木等については、「広報くにとみ」等で所有者による伐採を周知し、場合によっては個別に文書を送付して伐採を依頼しておりますが、通行に支障となっており、緊急性のあるものについては、職員による伐採や緊急道路等維持補修費で対応しております。

最近では、造園業協会や建設会社など、社会奉仕活動の一環として主要幹線町道の伐採作業を行っていただいているものもあります。

町道の除草委託業務では、約1m幅の草刈りを行っておりますが、これ以上範囲を広げるとは難しい状況にあります。

また、町道整備維持管理業務では、舗装補修や側溝浚渫などを行っておりますが、今後は通学路や交通量の多い路線の除草や伐採などを優先して実施するなど、可能な限り住民の要望に応じていく考えであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、ICTを利用したオンライン授業についてのご質問にお答えいたします。

本町では昨年度、GIGAスクール構想に伴う全小中学校の高速情報通信ネットワークの整備及び1人1台のタブレットパソコンの配備が完了し、ICTの教育環境が整いました。

このICTの活用充実を図るため、小学校に3人、中学校に1人のGIGAスクールサポーターを委託し、ICT機器の管理、授業計画の作成、授業のサポートを行っていただいております。

加えて、国富町教育研究センターへ各小中学校から1名教諭を派遣し、ICTの効果的活用の研修、使用マニュアルやルールづくりに取り組んでいます。

その結果を、それぞれの学校に持ち帰り、全教職員のタブレットパソコン操作スキルの向上を図っているところであります。

また、学校と家庭をつないで行うオンライン授業の取組ではありますが、町内全地区に光ケーブルが整備され、インターネットが利用できる環境が整いましたが、利用するには各家庭ごとにインターネットと接続するためのプロバイダーなどとの契約が必要となります。

しかしながら、小中学生のいる家庭の約10%が未契約であり、一部インターネットが利用で

きない環境にあります。そこで、タブレットパソコンを使った家庭での学習方法といたしまして、インターネット環境のある学校で問題集等をタブレットパソコンにダウンロードして自宅に持ち帰り、オフラインでも自宅で学習できる持ち帰り学習を今後試行したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんか。

武田議員、質問を続けてください。武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 町長、教育長、答弁ありがとうございます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず、デマンド型乗合タクシーについて質問いたします。

今回は、運行対象路線と運行対象外路線について分けて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、運行対象路線について質問いたしますが、登録者数も今後増え、交通弱者と言われる方々の移動手段として、町民の期待もかなり大きいと思ったところでした。

私も、数人の方々に利用状況をお聞きしましたところ、皆さん一様に「大変ありがたい」ということを言っておられました。

そこで、現在の運行状況は、町長答弁でお聞きしましたので、利用者数、利用台数はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 大矢企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 先ほど利用者については、町長答弁の中で実利用者数48名とお答えしたんですが、地域別の状況を申し上げますと、本庄小学校区が10名、森永小学校区が6名、それと旧八代小区が8名、旧北俣小区が12名、旧深年小区が4名、木脇小学校区が8名となっております。

また、運行台数につきましては、第一交通本庄営業所の保有台数が13台ありまして、そのうち4台をデマンド型乗合タクシーとして利用しております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 利用回数も料金も決まっているようではありますが、また利用条件もあるようですが、どのような方が利用できるのか、またどのような料金設定になっているのか、1人当たりの町の負担と事業費をお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 実施前にこのようなチラシを町民の皆さんに、回覧、配布等でお知らせしたところなんですけど、利用できるのは70歳以上でほかに交通手段のない方、障

害のある方、高校、大学等の学生で事前に町へ登録された方が対象となります。

しかしながら、宮崎交通路線バスが通る地区は、対象外とさせていただいております。

それから、利用料金は1人で乗る場合が400円、乗り合わせで2人以上で乗る場合が200円となっております。片道が週4回限定、目安としては月16回まで利用できるというものです。

運賃のうち、利用者負担を除いた分が町の負担となるんですが、スタートから2か月の実績としては、1人1回当たりの町負担金が平均で1,083円となっております。

町の事業費といたしましては、10月分が22万3,870円、11月分が24万7,000円となっております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 利用回数も16回と決まっているようではありますが、また、料金も1人の場合には1乗車400円と、2人以上の場合には200円と決まっておりますが、料金的には適切な料金設定ではないかなと思ったところでした。

そこで、今回は利用回数についてお伺いをいたしますが、週に2回利用した場合、1か月に16回ということになりますが、実際は8回の利用になるのではないかなというふうに思っております。

利用者の方も、主に買物、病院、銀行と1回の利用で用事が済むように工夫されると思いますが、しかし高齢になられますと、やはり病院通いの方々も多いのではないかと思います。月に一、二回病院に通われる方も、平均でおられるのではないかなということも考えられます。

また、病院も内科もあれば外科もあります。それから耳鼻科、眼科、歯科、整形外科と行かれると思います。緊急的に病院に行く場合には、どうしても後一、二回ぐらいは必要ではないかなと思います。

利用回数をもう少し増やしてもいいのではないかと思います。お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 利用回数については、国や県、それからバス・タクシーの事業者、区長会、道路管理者、警察など、有識者の方々や地域の代表の方々を中心とした国富町地域公共交通会議で検討して決定しております。

様々なご意見があると思うんですが、試験運行が始まったばかりですので、実態をしっかり把握した上で、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 次にいきますが、指定の乗降場、乗り降り場が決められておりますが、町指定の乗降場の指定があるようですが、何か法的な規制とかあって乗降場が決められているのかと思いますが、その辺りはどうなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 買物や通院など、生活のための移動となりますので、普段お使いになるタクシーのように、行き先を指定できるものではございません。ただし、利用者の利便を図るため、乗降場の変更や追加は必要があれば随時検討する考えであります。

なお、乗降場を決めるに当たりまして、法的な規制はありませんが、国富町地域公共交通会議に諮る必要があります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） はい、よく分かりました。運行対象路線のまとめになりますが、まず指定乗降場の病院を見てみますと、海老原病院、田中外科は指定場になっておりますが、山下病院、国富耳鼻科、くにとみ眼科は指定場になっておりません。

次に、商業施設は見ますと、Aコープ、サンリッチ、アタックスは指定場になっておりますが、コスモス薬品、タカヤマ衣料は指定場になっておりません。今後の検討課題だと思いますが、利用回数、乗降場の件、検討していただきますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、質問にいきますが、先ほどは運行対象路線でありましたが、次は運行対象外路線について質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

資料を確認いたしますと、県道宮崎須木線沿いの宮崎交通路線バスが通る地区は、運行対象外となっております。十日町西地区、森永、竹田地区も対象外路線となっております。それ以外の地区も運行対象外の地区があり、大変困られておられる方々も数多くおられるのではないかなというふうに思っております。例えば西部地区、十日町西地区を、例にあげますが、須志田東、西と飯盛地区は運行対象路線となっております。運行経路で説明いたしますが、須志田線は十日町西地区を通行して迎えに来られます。須志田東、西に迎えに行かれて町指定の乗降場まで車を走らせるわけですが、その場合に本庄中学校の前を通っても森永小学校の前を通っても時間的にはほとんど変わらないんです。実際、私も須志田の体育館から役場まで走行してみました。本庄中学校前、森永小学校前を走ってみたところ、ほとんど時間の誤差がないんです。約1分ちよっとぐらいたったでしょうか。車で移動する分ですから、ほとんどもう誤差の範囲だと私は思っておりますが、せっかく、須志田東、西に迎えに行かれて十日町西地区を通って指定の乗降場に行かれるわけですから、十日町西の方々も通り道でありますから、利用してもいいのではないかと私は思っております。また、森永小学校の前を通っても時間的にはほとんど変わりませんので、森永、

竹田地区の方々も利用していいのではと思ったところでした。実際に、十日町西地区の方々も十日町のバス停から約1kmぐらいあるところがあるんです。それ以上のところもあります。森永地区も、森永小学校のバス停から森永小学校付近まで約550mありました。それ以上の距離の方々もいらっしゃるから、約1km前後ぐらいになるところもあると思います。ですから、運行対象外地区路線の方々も、バス停まで遠いとか、急勾配の坂があるとか、ほかに交通移動手段がないという方も、条件付でも、利用してもいいのではないかと思います。本町のお考えをお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 先ほど申し上げた、地域公共交通会議の中で対象地区を決めるに当たって、地区で線引きするのが妥当ということで決定したんですが、移動手段のない環境にある方々の事情を踏まえまして、試験運行での検証を元に、十分な協議を重ねながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） もう1点確認でございますが、この事業は、高齢者の交通事故対策も考えられてつくられた事業ではないかなと思っております。令和元年度の資料を確認いたしますと、令和元年7月1日に、役場の庁舎内で説明会がありました。そのときに説明されたのが、今の矢野課長が説明されたと思いますが、その中の資料を見ますと高岡警察署からの交通事故の資料が添付されておりました。交通事故を減らす対策事業としても考えられた事業ではないかと思っておりますが、そこ辺りをお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 高齢者の関連する重大交通事故が連日報道されており、町内交通ドライバーの免許返納も増えてきております。高齢者の交通事故対策と併せて、今後、免許返納を促進する上でもデマンド型乗合タクシーの役割は大きいと考えております。

また、10月から本事業に併せまして、総務課の所管する高齢者運転免許自主返納支援事業がスタートしております。この事業は、自主返納者に対して1万円相当のタクシー券か商品券を交付する事業であります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） まとめになります。交通事故対策の一環としてもできた事業ではないかと思っておりますので、免許証を持っておられ、車も所有されていても、そういう方々の中には、やはり事故が心配で免許返納を考えていらっしゃる方々も多いのではないかと思います。

免許返納をしてからでは、「あら、しまった」ということもありますので、そういう方々のためにも、交通事故対策でできた事業であれば、お試しで何回か利用していただいて、考えてもらうのもいいのではないかと思ったところでした。

私は、町民の方々の生命と利便性を考えたときに、全地区、町民の移動手段のない方々を平等に考えていただきたいと思いました。また、対象地区外の方々の中には、このデマンド型乗合タクシーが利用でき、病院に行ったりとか買物に行ったりとか、そういう自分のスタイルに合うようであれば、免許返納を考える方もおられると思いますので、ぜひお願いをいたしたいと思います。

つい先日でしたが、12月の7日にも宮崎市内で高齢者の方の事故があり、運転者と助手席のご夫婦が亡くなられております。このような悲惨な事故が連日テレビで報道されておりますが、本町でも少しでもこの事故が減らせるのではないかと思いますので、来年の運行開始までもう少し時間がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、町道沿いの雑木対策についてお伺いをいたします。

冒頭でも言いましたが、町道沿いの雑木が年々大きくなって、子供たちの登校・通学にも支障を来している路線が多くなっているのではないかと思います。また、台風などの風水害等での倒木などで通行に支障を来すことも考えられます。倒木撤去には高額のコストがかかり、景観等にも、移住・定住を考えている方々にも悪影響を及ぼすのではないかと思います。低木のうちに、撤去すれば簡単にできます。

そこで、質問ですが町内全体で考えると大変ですので、まず、3路線ぐらいモデル路線を決めて、試験的に低木のうちに雑木対策をやったらと思いますが、お考えをお伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） モデル的に低木のうちの雑木対策を実施できないということでもありますけれども、安全性、効果、また、継続して取り組める区などがあるか、調査研究はしてみたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 先ほどモデル路線と言いましたが、まず例を挙げますが、十日町須志田線とか、大坪殿尾線とかになります。ほかの地区もございしますが、作業も二、三人程度では大変だと思えます。ですから、地区の区長をお願いをして区で取りまとめてもらう、また、駄目なら消防団の方々にお願いする、またそれでも駄目なら、路線地区の有志の方々10名程度の方々に区長からお願いをして取りまとめてもらえば、いろいろなお願い方法があるのではないかなというふうに思います。費用面も備品の購入代、燃料代とかある程度の資金等も必要だ

と思いますが、安い費用でいけるのではないかと思います。ただ、行政側が心配なのは、けがではないかなというふうに思っております。その辺りは傷害保険なんか入れておけば、そういう作業に出られる方というのは、日頃からそういう作業をされている方が出られると思いますので、そこまで心配はないと思います。

ただ、道路沿いに出た雑木、地権者がいるところの雑木を切る場合があると思うんです。例えば、山林から枝が町道沿いに出るといふこともありますから、やはり地権者の同意も1回でも取っておけば、黙って作業するよりかは、私は地権者の方も納得されると思うんです。1度だけ、念のために地権者の同意も必要かなと思っておりますが、そういうことでぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） ご質問のありました路線につきましては、学校、保護者、関係区長などから要望の多い路線で、児童・生徒などの安全性を確保するために重点的に取り組んでいるところであります。自治会などがボランティア団体を組織し取り組んでいただくということであれば、除草経費の節減、樹木の所有者の理解も得られやすいなど、様々なメリットがあると思われまふ。一方で、燃料費や、けがに対します傷害保険、通行車両などの第三者に対する損害賠償保険などの費用も考慮すべきと思っておりますので、県内で行っております自治体の事例等を調査してみたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） まとめになりますか、このような取り組みが地域、また、地区の活性化に必ずつながってくると思うんです。大切な人と人の信頼関係まで私は出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ町でも取り組んでいただきたいと思っております。どうぞよろしくお伺いをいたします。

次に、ICT（情報通信技術）を利用したオンライン授業についてお伺いをいたします。

教育長、答弁ありがとうございました。

昨年の12月の一般質問と重複する部分もあるかと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

オンラインでの授業の取組も進んでおりますが、コロナ禍の中、先生方の負担も、授業以外にタブレットパソコンの操作方法は覚えなないといけなないと、児童・生徒に教えなないといけなないと、日常の業務以外の負担がかなりあるのではないかと感じたところでした。そこで、先生方、児童・生徒たちの端末の操作方法は、覚えられたのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 教職員は、タブレットパソコンの操作能力向上のために、G I G Aスクールサポーターに積極的に質問したり、一緒に操作するなど操作方法の習得に日々励んでおります。さらに、8月2日にはタブレットパソコン販売業者と各小中学校をウェブ会議システムで結び、タブレットパソコンのソフトウェアの概要説明、基本的な操作方法、活用事例の紹介などの教職員研修会を行いました。

また、児童・生徒においては、苦手な人に詳しい人がアドバイスするなどして教職員同様タブレットパソコンの操作に慣れてきております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） このパソコンの分野というのは、何回聞いても何回操作しても分からない部分が多いんです。ただチェックを入れるだけで全然違った画面になったりするものですから、先生方も大変だろうなということを思ったところでした。

そこで、児童・生徒たちはタブレットパソコンを、もう自宅のほうに持って帰っているんでしょうか。また、学校で管理されているんでしょうか。また、学校で管理されているようであれば、子供たちが持って帰る時期も教えていただければと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 今の時点ではタブレットパソコンを自宅には持ち帰っておりません。学校の長期臨時休業などに対応する体制を検討するために、5年生以上の児童・生徒を対象といたしまして、12月中に1度、自宅に持って帰らせて、その課題等を確認したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 次に、冒頭でも話しましたが本庄中学校は、県教育委員会から本年度ICT活用推進モデル校として指定されているということもあり、先月の11月12日に、本町の本庄中学校で、県内の教職員約80名が参加されまして公開授業が行われたと宮日新聞に載っておりましたが、公開授業の内容がどのような授業だったのか教えていただければと思います。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 令和3年度宮崎県ICT活用推進モデル校として県内8校が指定されております。その中に国富町から、木脇小学校、本庄中学校の2校が指定を受けております。11月2日本脇小学校、11月12日本庄中の公開授業を行い、両校とも県内から約

80名の教職員が参観されております。

本庄中の授業内容につきましては、1年3組が食育の授業で、ICTを活用した場面ではクラス全員の考えが確認できる「発表ノート」及び「Excel」を使用いたしました。

2年2組の本を紹介し合い、読みたいと思った本を決めるビブリオバトルの授業で、ICT活用場面では発表資料となるスライドを作成できる「シンプルプレゼン」や自分の回答までの考えの推移が確認できる「ポジショニング」などを使用いたしました。

3年2組は英語の授業で、ICT活用場面では「シンプルプレゼン」及び「Word」を使用いたしております。

授業参観された方からは、効果的にICTを活用されていて授業参観するのが楽しかった。先生方が普段からタブレットを使う努力をされているのが伝わってきた。タブレットを使ったプレゼンが参考になった。という感想を頂いております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 本年度ICT活用推進モデル校として指定されているということもあり、教育長をはじめ本庄中学校の先生方、また、担当課は大変だろうと思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、タブレットパソコンを起動してアプリを立ち上げるためのID・パスワードの管理など、セキュリティ対策はどのようになっているのか、また、タブレットパソコンの活用ルールはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） ID・パスワードは、児童・生徒一人一人に割り振られております。使い回しはないと考えております。

また、セキュリティ対策といたしまして、タブレットパソコンそのものに高いセキュリティ機能を有するソフトが装備されていますので、家庭に持ち帰っても安心して使用できると思います。

さらに、タブレットパソコンの使用ルールにつきましては、小学校1年から3年生用、4年から6年生用、中学生用の学年別に3つを作成しております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） ほかの他県では、パスワードの使い回しが問題になっておまして、簡単な123456789というようなパスワードを全員が使用していたということも、他県の教育委員会では報告が上がっておりました。やはり一番大事なところなんです。人の端末を自分のID・パスワードでログインしたりとか、できますから、十分注意していただきたいと思

ったところでもあります。

いずれ、子供たちもタブレットパソコンを自宅に持って帰っての使用になると思いますが、外部からのセキュリティ対策は大丈夫だということで、課長が言われましたが、ただ、先生方、保護者が一番心配なのが、児童・生徒が故意にセキュリティを解除している事例が発生しているんです。学習用パソコンのセキュリティの解除方法が、Y o u T u b e なんかで出回っておりまして、それを子供たちが共有しているということで、先生方は知らないんです。十分、そこら辺も今後確認していただきたいと思いました。

それと、ラインとかメールとか簡単に言いますとSNSの利用が可能なのか、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） Y o u T u b e につきましては、動画を見る授業などで使用をいたしております。また、ライン、メール、ツイッターなどのSNSアプリはインストールされておられませんので、使用できない設定になっています。また、フィルタリング機能がありますので、SNSは使用できないということになっています。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 私の想像ですが、知識があればインターネット環境につないで、アプリなんかのインストールも簡単にできそうに個人的には思っておりますが、十分、そこら辺の今後の対策方法として、また、ほかのアプリのインストールができるのかを検証していただきたいと思ったところでした。ぜひお願いをいたします。

次は、昨年12月の議会でも提案いたしました。このオンラインでの授業が不登校の子供たちの授業、また病気やけがで休業中の子供たちの授業にも、十分使えるんですね、ですから、そういう自宅でオンライン授業ができるんですが、もう本町はA I型教材を導入しているということで、大矢課長が教育総務課長のときだったと思いますが、まさかこういうすばらしいA I型の教材を導入していただけたらと思ってもみませんでした。

今、宮崎市はこのA I型導入が入っておりませんので、別のソフトで対応していると思うんですが、本町は余分な出費がなくて、済んだんではないかと思っております。私も勉強不足なんですが、このA I型の授業、また今後の不登校の授業などどのような授業になるのか分かる範囲でいいですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） まず、A I型につきましてはですけど、タブレットパソコンにA Iドリルという教材が入っております。A Iドリルというのは、A I、人工知能ですけど人工知能が生徒の理解度に応じまして、次の問題を選択してくれる機能があります。そういうのがA

Iドリルということでございます。

登校の難しい児童・生徒の今後の対応につきましては、ウェブ会議システムを使って、生徒の健康状態の確認とか、A I型を含む学習ソフトによるオンライン学習を中心に本人の状況と保護者の同意等が得られた場合は、随時オンラインでの持ち帰り学習を実施する予定であります。

また、学校復帰を目指して改善センター2階の適用指導教室に通う生徒には、学習ソフトによるオンライン学習を既に実施をしております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 武田議員。

○議員（7番 武田 幹夫君） 学校に行けない子供たちが、オンラインによって学校と改善センター、学校と自宅で学校と同じ教育ができるということが、今のこのオンライン授業の特徴でもありますので、ぜひそういう方々のためにも、今後取り組んでいただきたいと思っております。

最後、まとめになりますが、学校でのオンライン授業は日々授業で取り入れられておりますが、今後、休業中の学校と自宅を結んでのオンライン授業には時間がかかりそうな気がいたしました。まず、町全体の高速インターネット環境は昨年度整っておりますが、自宅にインターネット環境がないという方々も、また、引けない家庭もおられると思うんですね。

また、費用面も今まで払っている方もいらっしゃれば、これからインターネット回線を引いて、毎月5,000円から7,000円ぐらい支払いが発生するわけですが、ただその費用を誰が払うのか。もちろんそれは個人で払うのが当然だと思いますが、まだまだ学校と自宅とのオンライン授業の最終段階には来てないんじゃないかなというふうに思ったところでした。

でも私はこのオンライン授業というのは、コロナ感染対策によってできた事業でありますから、やっぱり基本的にはその子供たちが学校に行って、黒板に向かって先生方と体面をしての授業が私は基本だと思っております。この今、私が言ったのは最悪の事態を想定して言ったわけですから、ぜひ基本はそこらへんだということで、考えていただきたいと思っております。

今後は、本町でも子供たちが自宅へタブレットパソコンを持って帰っての使用は、遅くないとは思いますが、セキュリティ対策を十分とった上で、児童・生徒へのタブレットの配布をしていただきたいと思っております。

他県では、このタブレットパソコンを使ってのいじめがありまして、小学生が遺書を書いて亡くなっている事例も発生をいたしております。今後、本町でもこのような立派なICTを活用した授業が始まるわけですが、それによって一人の子供も犠牲になってはいけませんので、子供たちへタブレット以外の使用には、厳しい指導を、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を全部終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、武田幹夫君の一般質問を終結いたします。

.....
○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を1時5分といたします。

午前11時48分休憩

.....
午後1時03分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、飯干富生君の一般質問を許します。飯干富生君。

○議員（9番 飯干 富生君） お疲れさまです。それでは、一般質問をいたしますが、その前に、いよいよ今年もあと僅かとなりましたが、この1年は、日本の新型コロナウイルス感染症対策が2年目に入りまして、年中、この防止対策に追われた1年でありました。その中で行われた先の衆議院議員総選挙では、自民と野党の共闘で、政権選択の選挙として戦われました。全国各地の小選挙区で、自民党候補に野党統一候補が勝利し、国会議員の顔ぶれも刷新されました。この宮崎1区では、立憲民主党の渡辺創氏が武井俊輔氏に競り勝ち、見事当選されました。渡辺衆議院議員の国会での論戦に期待をしたいと思います。

安倍内閣を引き継いだ菅内閣短命の1年余りの内閣でしたけれども、この間も閣僚や政務官など政権中枢の不祥事が相次ぎ、国民から批判されました。

しかしながら、安倍元総理同様、任命責任には背を向け続け、相変わらず問題ない発言に終始しました。

また、昨年の6月に通常国会が閉会后、本来であれば、臨時国会が開催されて、いろいろな議案を慎重に審議する大事な議会ではありますが、これに全く開かなかつた。これは初めてのことでないでしょうか。国会軽視の姿勢が今の自民党にはありありと現れていると思います。

また、発足したばかりの岸田政権は、2021年度の補正予算案に、過去最大の軍事費7,738億円を計上しております。防衛省によりますと、補正後の今年度の軍事費は6兆1,078億円となり、初めて6兆円を超えます。GDP（国内総生産）比は1.09%で、これまで、長年、歴代政権が目指してきたGDP1%以内という、これも突破したものであります。

また、この補正予算の軍事の中で、重大なのは、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設に801億円を計上したことです。埋立て区域南側、辺野古側に、土砂を投入する工事の追加分に充てられます。この土地化についても大きな問題が明らかになっております。つまり、沖縄県南部地域の、いわゆる当時の戦争で亡くなった方々の遺骨が延びる土を埋立てに使おうという、まさに人権、あるいは本来ならば、人間としてやるべきではないことをやるという、誠に嘆かわしい状況にあります。

この補正予算に盛り込んだ理由につきましては、防衛省の担当者は、思ったより工事が進んで

いる。1日も早く返還をさせるために、工事を着実に進めるとしておりますが、これまでこの埋立てが5年で終わると言ってきたものを、延長して9年以上、今年の計画でもまだ9年以上かかると訂正をしております。

この新基地建設をめぐるしまして、この軟弱地盤というものが大きな課題となっております。この問題については、沖縄県の玉城デニー知事は、11月25日、大浦湾側に広がる軟弱地盤の改良工事に伴う設計変更申請を不承認といたしました。ところが、この国は、県知事の決定に対して、この県知事の決定は軟弱地盤があるから、もっとよく調査をしてほしいと。調査をして、90m以上の海底にある軟弱地盤をどうするのかの計画を出せと、再三再四、求めたにもかかわらず、全くそれは取り組んでおりません。そのことには横を向いて、あろうことか、再び、防衛省から、この不承認とした県への対抗処置として、斉藤鉄夫国土交通大臣に、行政不服審査法に基づき、不服審査を請求しております。新基地建設反対の意味をないがしろにする暴挙でありまして、この岸田文雄首相の聞く力、何度も彼は言いましたけれども、まさにその欺瞞が白日のもとにさらされております。国土交通大臣は、設計変更を承認とした県の判断を審査します。不適切と判断すれば、是正を指示します。しかし、この法律そのものが不当違法な公権力の行使から、国民の権利、利益を救済するというのがこの行政審査、行政不服審査法なんです。行政機関が行政機関にこれを用いることは、本当にこじつけでしかありません。このような法の趣旨をねじ曲げたものが通れば、本当に日本の法治国家というような立場が疑われます。私たちは沖縄県民の総意に基づいて、辺野古新基地建設の断念に追い込むために、連帯して頑張っていきたいと思っております。

また今、よく憲法改正、憲法改悪の議論がまた始まっておりますが、長年維持してきた専守防衛を放棄する形で、敵基地攻撃能力を身につけると言っております。明らかな憲法違反であります。国を守るべきものは兵力ではありません。私たち日本共産党は、こういった紛争、あるいは緊張が高まったときには、必ずその相手の国と対話を深めて平和外交路線を進めること、これこそが国家の在り方だと訴えております。

今、SDGsという持続可能な世界をつくろうという共通目標が設定されました。この共通目標の中では、軍事力は全く排除されなければなりません。将来につながるものが軍事力のはずがないのであります。米国は、ベトナム戦争のあの苦い経験を生かすことができずアフガニスタンにも派兵しました。それから10年、結局、アフガニスタンの国内に混乱だけを持ち込んで撤退をしてしまいました。今、アメリカは民主主義国家だと言って中国を非難しておりますが、そうではありません。全世界で外国の人を殺し続けているのは、アメリカそのものです。このことに私たちは、十分、注目をしていく必要があると思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、特別障害者手当について、2点伺います。

精神または著しく重度の障害があり、常時、特別な介護が必要な特別障害者に対する負担軽減の一助として支給される特別障害者手当があります。まず、本町支給状況を伺います。

次に、この手当の支給要件に該当するとして、申請した方に対する支給決定の状況を伺います。

2番目に、ジェンダー平等について、2点伺います。

SDGs、持続可能な開発目標の中で、広範囲にわたる取組が必要なのがジェンダー平等であります。本町で具体的に取組まれている事例を伺います。

さらには、小中学校の授業や行事の中で、このSDGsの一環としてのジェンダー平等学習の事例について伺いたいと思います。

3つ目に、生活困窮者救済対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策の影響などもあり、従来から厳しい生活を余儀なくされている方たちが、なお一層、困窮状態に追い込まれている実情がございます。この生活困窮者救済対策の現状と課題について伺いたいと思います。

最後に、グループホーム再建問題について伺います。

本町には、知的障害者のための施設、向陽の里があります。地域生活拠点、グループホームが相当数併設されております。今、グループホーム再建の動きがあり、利用者から不安や反対の声が上がっています。このグループホームの現状と課題について伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、飯干議員のご質問にお答えいたします。

まず、特別障害者手当についてであります。

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において、常時、介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な負担軽減の一助として支給されるもので、特別障害者の福祉向上を図ることを目的として、昭和61年から開始された国の制度となります。本町の令和3年11月現在の対象者は22名で、1人当たり月額2万7,350円、年間32万8,200円が支給されております。

次に、特別障害者手当の支給及び不支給決定状況についてであります。

特別障害者手当の受給要件につきましては、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において、常時、介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の障害者で、所得制限が設けられております。町が申請を受け付け、国の認定基準に基づき、県が支給判定を行う制度となっており、令和3年度の11月末までの申請件数は3件で、うち不支給決定は1件となっております。

次に、ジェンダー平等の取組についてであります。

世界経済フォーラムが世界156か国を対象に調査したジェンダー不平等状況の分析、いわゆる「ジェンダーギャップ指数2021」では、日本は先進国の中で最も低い位置にあり、アジア諸国の中で、韓国や中国、ASEAN諸国よりも低い結果となっています。男女共同参画社会基本法を国が定めたのが平成11年であり、国富町でも、平成18年に「男女共同参画計画」を策定し、くにとみブリッジ等の関係団体を核に、学習機会としての講演会開催や、総合町民祭など、イベントに合わせて行う人権啓発活動等で推進しているところです。

また、本年度策定を進めている「第6次国富町総合計画」の中でも、「まちづくりの基本目標」として位置づけ、「人権尊重の社会づくり」をテーマに、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性を示しているところです。

次に、生活困窮者救済対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会システムや人々の生活に大きな影響を及ぼし、経済や雇用が不安定化する中、多くの労働者が厳しい生活を余儀なくされております。

このようなことから、本町の生活困窮者の救済対策としましては、国の生活困窮者自立支援制度を県と連携しながら取り組み、また、社会福祉協議会においても、生活福祉資金貸付制度や、緊急時に食料や日用品を提供するフードバンク事業、こども宅食事業のつむぎ便などを活用して生活困窮者への支援を行っております。

課題としましては、生活困窮者自立支援制度の周知や、生活困窮者の早期発見、地域共生社会を実現するための互助の関係づくり、また、貧困の連鎖を防ぎ、子供の将来に向けた支援の取組など、多くの課題もあると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の第5波も、医療従事者や町民の皆様のご理解とご協力により急速に減少し、少しずつ経済活動も上向きになると期待をしているところですが、新たな変異株が確認されたことで、さらなる感染拡大が懸念されますので、今後に向けましても国の対応や対策が求められていると考えているところです。

次に、グループホーム再編問題についてであります。

障害者向けグループホームは、障害のある方が少人数で、地域のアパートや住宅等を共同生活の場として、福祉サービスを利用し、入浴、食事などの介護や生活相談などを受けながら日常生活を営むもので、本町には、県社会福祉事業団とエデンの園が設置している24か所のグループホームがあり、138名の方が日常生活上の介護や支援を受けながら共同生活を送っております。

グループホームについては、入所施設や精神科病院等からの地域移行を進めるため整備が推進されてきたこともあり、それらの支援において重要な役割を担ってまいりましたが、障害者自立支援法のサービスとして位置づけられて以降15年目となり、入居者の障害の重度化、高齢化や

障害福祉サービスに実績や経験のあまりない事業者の参入など様々な状況の変化が起こっております。

現在、国の社会保障審議会の障害者部会において、障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直しの中で、グループホームと居住支援の在り方についても検討がなされているところでありますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、小中学校におけるジェンダー平等学習についてのご質問にお答えいたします。

学校では、性別にかかわらず、個人の尊厳を大切にするジェンダー平等教育の一環としまして、性で分けない名簿を令和元年度から取り入れ、入学式、卒業式などの行事や集会でも男女を区別することなく、男女混合で整列しております。

また、中学校の女性の制服には、スカートだけでなくスラックスも着用できるようにしております。

さらに、道徳の時間や人権学習で、性別、年齢、特性に関係なく、誰に対しても思いやりを持って対応することの大切さを伝え、多様性を受け入れる学習を行っております。

SDGsの目標の一つであるジェンダー平等の達成には、教育現場も重要な役割があると考えておりますので、ジェンダー平等に関する学習が推進されるよう、指導助言を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんでしょうか。飯干議員、質問を続けてください。

○議員（9番 飯干 富生君） それでは、特別障害者手当のことにつきまして、目的についてちょっと述べられておりましたが、今町長がおっしゃったように、国富町内でも22名おられるということと、申請者が3件程度あるということですが。

このことにつきまして、実は、今年、私たちの党の機関でありますしんぶん赤旗日曜版ということで、特集を3回組んでおります。その中で、この2万7,000円と書いてありますが、実際は、2万7,350円、こういうものを特集組んで3回目なんです。2月、5月、この月ね。それで、これで周知がされました。

この中で、ここにちょっとあるんですけれども、有料老人ホームに入所されている方でも介護度の高い、要介護4とか5という方たちでも、支給要件が満たされることがあるという事実がありました。これが、実は、自宅で生活されている方もこのことについて知らないために、こういう制度があることを知らないために、非常に費用負担ですよ、自宅で生活しようと思えば、介

護の用品のリース代から、いろんなものがお金かかりますから、そういうところで圧迫を受けていられるということで、このことの周知について頑張ってまいったところであります。

この中で、実は、今、ご説明があったものは、ほとんど高齢者の方はほとんどいらっしやらないのかなというふうに思っているんですが、その点について、まず最初に伺っておきたいと思いますが、年代区分とかがありましたら教えてください。22名の方ですね。

○議長（渡邊 静男君） 桑畑福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 22名の特別障害者手当の年齢区分ということですが、年齢区分については、申し訳ありません。把握しておりません。受給者につきましては、全員、障害者手当を持っておられる方となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 特別障害者手当じゃなくて、手帳。手帳をお持ちの方、というふうに考えてよろしいでしょうか。——はい。

この部分で、今ちょっと年齢のところの区分はぜひ調べていただいて、後でもいいですので教えてください。

それで、この周知の仕方についてね、今まで——まあ、決定はもちろん県がするんだけど、申請は市町村がしますよということになっていますので、この辺りについての周知の方法について、県と連携してとか、そういったところはされておりましたでしょうか、お答えください。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 特別障害者手当の周知ということでございますが、特別児童扶養手当を受給されている方が20歳に到達された場合や障害者手帳を取得されたときに、随時、各制度が掲載してある障害者のしおりを配付して周知を行っているほか、町のホームページにおいても周知を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） なかなか周知の仕方って、一般の、いわゆる町民の知識として、理解度を進めるということですね、もっと、この手当があるということの周知もね、やっぱり共通の認識をしてあったほうがいいのかと思います。

と申しますのが、昨今、私もこの前質問したことがあります、子供たちの発達障害児がどんどん増えてきました。それで、発達障害に伴って、それは、ほとんどが、年を取ってもずっとね、障害が残っていく人もありますし、重くなる方もあります。というのが、発達障害が基本となって、思わぬけがをしたり、あるいは、そういうことで肢体不自由とかなったときにはもう一生涯

の付き合いとなっていくます。

今あったように、児童扶養手当が消えた後が、こちらの助けるための手当ということになっていきますので、そういった点も非常に心配をしているわけです。そういった点がありますので、今後のお知らせの仕方ですよね、これについて、何かほかにもっと効果的な方法はないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 議員がおっしゃられるとおり、周知することは大変重要と考えております。

特別児童扶養手当の受給者ですとか障害者手帳を取得された方以外にも、受給要件に該当する場合がありますので、関係課や事業所とも連携しながら、効果的な周知方法を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 私が先ほどちょっと申し上げました、高齢者の要介護度の高い方たちで、自宅で、あるいは施設でという方でも、評価の仕方によって受けられますよということでもあります。個々にですね。

どんな人が対象になりますかということになっているんですが、実は、施設入所者は対象外ではないかということがずっと言われておるんですが、2016年の9月28日に、厚生労働省が「障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する疑義について」という回答を出しております。

これはどういうことかといいますと、有料老人ホーム、サービスつき高齢者住宅、グループホーム、軽費老人ホームなどは、対象になります。その入居者は対象になります。ただし、特別養護老人ホームはなりませんよ。それ以外にも、老人保健施設、介護療養型医療施設は、3か月以内は対象になりますということなんよね。3か月以内。短期でも、そういう方は対象になりますと。

これは非常に大事なことであります。実は、こういうところに入られている方は非常に財政負担、個人負担が非常に重いと思うんです。今でも民間では、月に10万円は下らない。13万円、14万円。とても、個人の年金では納められないということがありますので、逆に、この2万7,000円というものがあれば、介護サービスの充実にもなりますし、負担軽減にもつながっていくと思っています。

今、日常動作評価表というのがありますけれども、この合計点数が10点以上になれば、これは該当するんだということですから、まあ、そんな難しい審査基準ではないと思うんですね。こういったところもありますので、まあ、みんながみんな、そうかどうかということですけど、基

本的に、介護保険の要介護4、5の方では対象になる可能性が高いというふうに分析をしておりますので、この点も皆さん、共通認識で、分かっておいていただきたいと思います。

また、これは、施設のほうにとっても、非常に大事なことです。というのが、有料老人ホームだったり、そういう入所施設は、運営も非常に大変なんでね、今ね。運営自体が。要は、お金がかかりますけれども、それに対する対価というのが非常に厳しいものがあるので、この費用が、そのまま、運営者側のサービスということであれば、その人の人件費とかが賄えるわけですよ。そこでまた循環をするというお金にもなるわけですから、そういう考え方も一部ではできると思っておりますので、十分、その点を今後、研究しながらやっていただきたいというふうに思います。

そして、不支給の要件として、1件だけ不支給と聞いていますが、この点はどういったことで不支給だったのか、1人だけでしたけれども、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 不支給決定1件の理由ということでございますが、国の認定基準に基づき、医師や心理判定士などから成る県の判定委員会において判定した結果、知的障害の要件に該当せず、支給決定とならなかったと伺っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 分かりました。

それでは、次に参ります。

ジェンダー平等について、今、町長からも答弁がございました。第6次総合計画、ただいま策定中ということで、私もその中の会議に入っておりますが、もう今度の2月でまとめ上げるという段階に来ております。

そういう中で、今言われました、この私たちのところの具体的な事例、実際にやっているところ、それからこの日本、世界、そういった面でのですね、担当課としてどういう認識を持たれているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 大矢企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） まず、世界的な目で見ても、ジェンダー平等の実現は、国連が「持続可能な開発目標」の1つに掲げるなど、国際社会が協調して取り組んでいる重要な課題であります。

国におきましては、まず、昨年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画の中で、このジェンダー指数を取り上げまして、危機感を持って、男女共同参画社会づくりをより強力に進めていくこととされております。

県のほうでは、みやざき男女共同参画プランに基づきまして、根強く存在する、性別による固定的な役割分担意識の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画、男女ともに家事・育児等と仕事を両立できる環境の整備など、様々な課題の解決に取り組んでいるとのことであります。

国富町におきましては、国や県などの関係機関をはじめ、町民、事業所、団体等との連携によりまして男女共同参画社会づくりを推進しているところです。また、役場の中でも各課が連携・協力して、このプランに基づいた施策を推進していくことが大事であると考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。

ジェンダーギャップのことでちょっと町長も先ほど答弁されましたが、現実的には、この資料がありますので見ますと、このジェンダーギャップの一番トップがアイスランドで、数値が出ております、0.892。156か国中。日本は156か国中120位ということで、この数年間の間に、下がってしまっているんです。

どういうことかという、政府はこれまで、かけ声はかけるけれども、実体的には何もできてないと。私が思うに、今の自民党政権が続く限りは、この数値は変わらないと思うんです。全然、夫婦選択制、別姓の選択制も、やろうとしたけど結局、やめたですよ。あれは非常にいいチャンスだったんだけど。そういうことも含めて、国の政治としてどうなのかというのがあります。

それから、例えば、女性の国会議員の比率の問題もあります。日本は、190か国中166位と。9.9%です。中国は24.9%です、女性の国会議員。韓国は19%です。私たちが常々、攻撃の対象にしている国が、実際は、女性の発言力がたくさん、あるということなんです。

こういうところも注目をして、私たちが、さっきちょっと言いましたけれども、いろんな紛争が起きたときには、女性の力で乗り越えると。戦争を乗り越える力は、女性なんです。戦争の後の復興を乗り越える力は、女性がいなきゃどうもならんと。これ今も、今やっていますけれども、朝の連ドラでもありますが、女性の力が非常に大きい。そういうこともあるということを、まず訴えておきたいと思えます。

そういう中で、ここにも、宮崎県の男女共同参画マーク、これちょっと古いですけど平成30年版をもらっております。実は、私も男女共同参画の推進員ということで、この機関紙ですね、この「ブリリアント」というのが県から出る、年に4回ですか。それから、宮崎市の「パレット」というところにも入っております、そこから、いろんな資料が来ます。そこは講演会の資料が来るんですけど、なかなか時間が合わなくて、出れません。それから、もう一点が、これはもう全体として、県の人権同和対策室からもらっているのが「人権の風」です。これも年に4回来ます。この中で、様々な取組をしてほしいということがどんどん出てきているんです。

こういう中で、一番、重要なのが、人権に配慮した政策の実現、それから教育、そして社会構造の変化ということです。

この前の記事をちょっと見ましたときに、ここに、日本のジェンダー不平等がここに出ています。一部上場企業の3割では、女性役員は1人もいないと。いわゆる男社会がずっと続いているんですね。一方で、女性の起業家は逆に増えているんです。女性で、会社を興す人は増えています。ただし、大きな会社になればなるほど、女性は登用されていないというのが、ここに載っております。こういうところも、どんどん変えていくべきだろうというふうに考えています。

そこで、ちょっと、男女共同参画ということで町内のことについてお聞きしますけれども、まず、順番に聞きますが、今のこのコロナ禍で問題がDVですね、ドメスティックバイオレンスの問題が非常にピックアップされております。それから、最近、新聞でにぎわしておりますけれども、望まない妊娠で、中絶をすることが、相手の同意がないとできない、という問題もあります。それから、もちろん賃金給与体系、賞与などの格差の是正がありますので、まず、本町の職員についてを伺いたいと思います。

まず、本町職員の男女数と比率について、どの程度か教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 重山総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） それでは、町の職員の男女の比率ということでございますが、これは本年度、令和3年度で申し上げますと、再任用職員等を除いた数字になりますが、男性が103人です。女性が45人の、計148人でありまして、比率としまして男性が69.6%、女性が30.4%であります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 今、ちょっと課長、言いかけられましたけど、では、昨年度から始まりました会計年度任用職員については、女性のほうがかなり多いんじゃないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 先ほど正職員のことと言いましたが、次は、会計年度任用職員を本年12月1日現在で申し上げますと、男性が20人で女性が68人の、計の88人でございます。比率でいきますと、男性が22.7%、女性が77.3%となっております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。

会計年度任用職員というのはまだ始まったばかりなんですけれども、これからまだまだ、私

たちが望んでいるのは、同じ仕事をするのであれば同じ給与ということが基本であるということです。海外ではほとんど、そういう、職階によって、業務内容が一緒ならば給与は一緒だというのがもう、世界の流れなので、ここでも日本が、いわゆる「会計年度」ということで、もう給与の体系を、公的機関でも、崩しているという実態があるということがあります。この辺も改善されていくべきだろうと思います。

次に、国富町では幹部職員に対して、登用基準ということですが、いわゆる私たちが望む、女性の管理職が少ないですね。クオータ制度の導入もということはこの前も別の議員さんがおっしゃいましたけれども、この辺の登用基準について何か決まりがあるのでしょうか、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 女性の管理職登用についてのご質問ということでございますけど、本町では、昨年、令和2年度から、初めての女性課長、管理職の登用を行っております。それから、今年度も1人登用を行っているところでございます。

そのほかにも、課長補佐職、係長職への登用も行っておりますが、男女の性別にとらわれず、それぞれの職務経験、それから職務遂行能力、こういったことを総合的に判断しまして、適材適所を基本として登用を進めているところでございます。

また、職員の年齢構成、男女比というのも大きく関わってくるんじゃないかと思っております。本町の場合は、年齢層が下がってくるとですね、男女比も縮まってくるので、今後、女性管理職あたりが増えてくるのかということも予想されます。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） この幹部登用ということにいきますとね、民間の方がはるかに進んでいると思います。

私も長い事、会社におりましたけれども、毎年、自分で自分を審議するという、私は自分の目標に対してここまで行きますよという、目標を立てます。そして、年度末、いわゆる給与の改定のときに、どこまでできましたと自己評価をして、それを上司が見て、判断して、職階が決まるんです。第何級何号何……、何級何号俸ですかね。私の会社もきちんとあったんですけど、一番上が8級ですかね。8級で、同じ級でも一番下と上では相当違いますけども、そういったふうに、やっぱり実力主義だったわけです。

私は中学校程度しか出てなかったんですけども、この制度でずっと、大阪におる頃からこの制度がある会社で仕事したもんですから、何くそという、負けず嫌いという根性があったので、大卒の方たちを、まあ「目の敵」と言っちゃいけません、絶対負けたくないということで、自

分で勉強して自分で知識を身につけてということで、自分を、自分で自分を叱咤激励して、やっていくというやり方をしてきました。それをきちんと評価してくれる会社があったからこそ、今はここにいますよね。これが、何ぼやっても、みそもくそも一緒ぐれで、お前が何言ってるかってやられたら、もう私はここにいません。

もうそれぐらい、やっぱり、そういう登用の仕方というのは非常に重要なんです。これは、使うほうの立場としても、非常に重要なので、使用者側として、これから先もですね、できれば私はそういう、自己判断で、自己基準。

私の妻が今、ある会社におりますけれども、毎年、1年の更改なんですけど、そのたびに、自己評価しないといけないんです。40、50項目くらいあるんですかね。全部、1から全部、「できた」「できない」、「できた」「できない」をずっと評価して、総点数を出して、評価してもらって、継続雇用するかどうかとかになります。もうパートですから、正社員でパートなので、まあ、でもフルタイムですから、給与は安いけども、ただ評価をしてくれるということで、やる気を出せるわけです。

評価をするということは、やる気にもつながっていくということなので、この辺は特に本町についてはお願いしたいと思います。

では、今のところは、町職員についてはそれで終わりますが、次に、小中学校のことでございます。

今、いろいろ授業とかで使う副教材というのが結構あると思うんですよね、学校には。そういったところでの、道徳だとかということでやりますよというんですけれども、そういった面での授業の仕方について、もうちょっと詳しく、分かればお願いしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 児玉教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 人権集会というのを開かれている学校がございまして、これは、年齢、性別、特性に関係なく、誰に対しても優しく対応することを教えるということです。それから、人権教育月間において取り上げているということもございまして、あと道徳の時間、社会科、保健体育などで、多様性を受ける学習を行っているところがございます。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。

実は、私もこの資料を、どこでもらったか……、小さい頃からの意識づけということで、「できることいっぱい」という、小学校低学年向け、振り仮名つきですから3年生以下でもいいと思うんですけど、おうちでは、学校では、友達ではというような感じですね、分かりやすく、解説がしてある資料がございます。これは新しいほうで、もう一つ前のは、この「できることいっ

ばい」って中身は一緒ですけども、まあ若干ちょっと、こっちのほうがちよっと堅いかなと。これが後版です。ここに、名前を書いて、個人に配れるようになっていて、実は。

ぜひ、これは、まあ個人に配るのが費用的に難しければ、学校図書として、低学年の教室とか図書室とか、学校図書室でぜひ、置いておかれて。これは古くなることはないですよ。考え方ですから。新しいものということではありません。ここに書いてありますようにね、好きなものは、好きなことはどうですか。その次が、2番目が、男の子女の子、それから家族というふうに、その中で、男、できることがいっぱいありますねという、そういうところで、垣根を取り払おうという意識づけです。

このことは非常に重要なことじゃないかなと思うんですけども、こういった図書については、今、学校にありますか。いかがでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 以前、男女共同参画センターから小学4年生に対して配付されていたそうなんですけど、今はその冊子も少なくなってきたということで、現在は配付いただいております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） そういうことでしたらぜひまた、男女共同参画センター、それから、人権同和対策室は、とにかく市町村に答えてもらいたい思いがいっぱいあります。一生懸命計画しているんだけど、なかなか市町村が答える人が少ない感じですか。

私も2年ぐらい前に研修会に行ったときは、私は、推進員で参加しましたが、男女共同参画学習会、国富町は担当課は来ていませんでした、残念なことに。ただ、地域推進員は3人行っているんです。あれ役場は来とらんとねという話なんです。やっぱりそれで本気度が分かるんです。本気でやる気があるのかなということになってしまいますので、遠く椎葉村とか西米良辺から、わざわざ1泊泊まりで来られている役場の職員もいらっしたんです。一番近い、30分で行ける人が県庁に来ないというのも、ちょっと何とかしてほしいなというふうに思ったこともありました。それぐらいちょっと本気度が足りんじゃないかなと思って今、そういった点で、これジェンダー平等によって解決できることはたくさんありますし、また、男女共同参画という言葉自体も、これをずっともう、ここにもありますけども、宮崎県の男女共同参画センターができてちょうど今年で20年、20年間同じ名前なんだよね。これをやっぱり今ジェンダー平等となれば、もうちょっとこの長ったらしい名前は、もっとスマートな名前が変わってもいいぐらいの時期になってきているんじゃないかなと思うんですけども、このことは、私、センター長にも話したことがあります。肩苦しいから何とかいい名前に変えんすかといったら、国のほうの法律で

決まっておるからこれしかできんのやと言われて、ああそうかと思いましたので、やっぱり国の姿勢も変わっていくべきだろうというふうに思っています。

こういったふうに、ジェンダー平等をしていく上で、また、SDG s そのものが、持続可能な社会を引き継ごうということなんです。実現しようということは、そのまま後世に引き継ぐという大事な仕事なので、ぜひその点についても頑張ってもらいたいと思って今、私ももちろん頑張ってもらいますが、またこの評価を、また私たちも受けるわけです。推進員としてあなたはどのような仕事をしましたかという毎年レポートを出さんといかんとですが、また出さないといけません、年度末に。その一環としての活動でもあるわけでございます。

ジェンダー平等の中でジェンダーは、このSDG s 中の第5番目の項目ということでありま。第5番目の項目の中にターゲットがあります。全部ターゲットってあるんですけど、それぞれに六十幾つかあります。その中であらゆる差別をなくすとか、あらゆる暴力をなくす、女の子を傷つける習わしをやめる、家庭内の役割分担をすとか、決めるときには、必ず意見を聞きなさい。女性の意見も聞きなさいというふうなことであります。そういったところで、女性の発言の機会も増やしていこうという、これには大きな目標、当たり前のことでもありますけれども、そして、能力を高め合ってお互いがお互いを認め合える社会と、こんな社会に変えていきたいと思いますというのがあります。これは、ジェンダー平等と検索すればすぐ出てくるホームページの内容です。たくさん出てきます、ジェンダー平等。

そして、SDG s の中で、分かりやすくできているのが、これですね。ユニセフの、これもジェンダー平等の中のSDG s で出てくるフレーズですけど、ちょっと字が小さいんですけども、物すごくよく分かりやすく解説がしてあります、SDG s ということはどういうことなのかというのが、ぜひ皆さんもこれを研究してもらって、本当に子供たちに今のまま渡していいのか、環境から教育から全てを網羅しているのがこのSDG s なので、その点についてお願いしたいと思っています。ぜひこの点をお願いします。

ちょっと時間がどんどん押ししましたので次に行きます。

生活困窮者対策について、先ほどご答弁がございました。幾つもの対策が取られております。まず第1点が、今大変増えてきましたけども、生活福祉資金の貸付状況について伺います。お願いします。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 社会福祉協議会に新型コロナウイルスに係る本町の生活福祉資金の貸付状況を確認しましたところ、11月末現在で、緊急小口資金が124件の2,280万円、総合支援資金の初回貸付が142件の1億210万円、総合支援資金の延長貸付分が59件の3,055万円、総合支援資金の再貸付分が57件の3,005万円、合計の382件で1億

8,550万円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。これが、このことが認知され始めてから急激に伸びました。つまり380件に1億8,000万円ということですから、それだけ困っている方がたくさんおられるということの証でございます。

ただ、これは貸付金なので償還の問題があると。償還もこのコロナの関係がずっと伸びましたので、国富町がやっているように、商工業支援金をどんどん出すのと同じように、償還についても延長策が取られたと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 生活福祉資金の償還開始につきましては、借受人が据え置き期間を短く設定した場合を除きまして、据え置き期間の延長措置が取られております。具体的には、一番早く償還が始まります緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付分では令和5年1月より、次に償還が始まります総合支援資金の延長貸付分では令和6年1月より、最後の総合支援資金の再貸付分では令和7年1月より償還開始となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 分かりました。もう一つの生活福祉資金の償還期間の一番短いもの、それから、総合支援資金は償還から10年以内というものがあります。大口の資金ですから、総合支援は50万円ということで、長い償還期限があると思いますが、ただ、それでも返せないという場合にどういった対応ができるのか、減免措置があるのかどうかもお聞かせください。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 生活福祉資金貸付は国の制度となっておりまして、県の社会福祉協議会が実施主体となり、業務の一部を町の社会福祉協議会に委託し、実施しております。

国は、緊急小口資金等の特例貸付による貸付金償還免除規定を定め、決められた年度において借受人と世帯主の住民税が非課税の場合、貸付資金の償還を免除することとしております。

また、県社会福祉協議会会長の職権により免除を行う規定も設け、今般の状況により、一層生活困窮となられた方などに対して柔軟に対応することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 償還免除の規定があるけれども、それは県のほうで行うということですが、じゃあ実際に窓口業務としては、どのようにすれば免除を受けられるのか、手続の

仕方についてお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 償還免除の手続につきましては、償還開始前に県の社会福祉協議会から借受人へ直接案内をすることとなっております。その後、必要な書類を県社会福祉協議会へ提出して、申請していただくという流れになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） この手続をするときには、国富町の社協は関与するのでしょうか、しないのかな、間に入ってくれるのかな、いかがでしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 町社会福祉協議会に確認しましたが、現在のところは、県のほうで実施するというようなことを聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 今、本当に厳しい状況ですから、私のところにも何回か相談があった方には、もう返すことよりも、今生き延びることを考えましょうということで借りてくださいということでお勧めしました。それでもどうもならんときには、もうためらわず生活保護の申請もできるんだよという話もしております。もちろん、前安倍総理もちよつと言いましたけれども、生活保護を申請することをためらわないでくださいということなんですが、県とか自治体によっては、水際作戦で支援者を探すの何のということでもなかなかたどり着けない、人間関係も壊れるというようなところもあつたりします。その辺も、それぞれの個別案件になりますけれども、可能な限り、申請する方のお困りの状況に応じて対策をしていただきたいと、このように思っておりますので、引き続きこの方々に対しての注視はしっかり煮詰めていただいて、今度また年末になります。正月資金も要るでしょうし、年越しのための部分があります。先ほど町長答弁にありましたように、フードバンクだったり、つむぎ便だったりありますけども、この際、私たちも、この年末に向けて、もう今あと10日ぐらいしかないんですけど、家の中を一遍、お正月の前準備で片づけられるときには、有効な食材はぜひ社協のほうにフードバンクの資材として提供してもいいんじゃないかなというふうに思います。ラーメン1袋で生き延びる人もおりますので、そういうところは捨てないで、きちんと有効活用できる、非常に賞味期限は今長いですから、2年とかいうものもございまして、簡単に廃棄しない。フードロスの問題も併せて有効活用ができればなというふうに思いますので、その辺の認識もしておいたほうがいいのかなと思っております。

それでは、最後にグループホームの問題につきまして、先ほど答弁がありまして、人数と箇所数と出ましたが、もうちょっと詳しく、まずグループホームって、この国富町に二十数か所ありますけども、大体どういうところにあるのか教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 本町のグループホームの所在地区と箇所数ですが、本庄地区が16か所、竹田地区が3か所、木脇地区が同じく3か所、三名地区が2か所となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。圧倒的に本庄地区が多いということで、いつも向陽の里のバスが、夢と書いた大きな白いバスが、私の家のすぐ前にも止まりますけれども、いつも送り迎えをされているようでございます。

また、休みの日になりますと、その入所者の方たちがお買い物だったり、よくまちでお見かけしますけれども、皆さん、本当にもう高齢化が進んできたなど、私も見ておりますが、このグループホームの利用者の方々の年齢区分、ちょっと高齢化も進みつつあるなどというふうに思っていますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 本町のグループホームの利用者の年齢区分ですけども、20歳以下の方が1名、それから、21歳から30歳の方が8名、31歳から40歳の方が16名、41歳から50歳の方が26名、51歳から60歳の方が41名、61歳以上の方が46名となっておりますので、おっしゃられるとおり、年齢の高い方の利用が増えているという状況となっております。

また、最年少は20歳、最高齢は78歳となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） ありがとうございます。また、本町のグループホームで利用されている方たちにも様々な認定区分があると思います。その点についてはどういう方たちが多いのかなというふうに思いますので、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） グループホームでの障害支援区分ですけども、この障害支援区分につきましては、支援度の高い方が数字が大きい区分となりまして、本町のグループホームのそれぞれの利用者につきましては、支援区分1が4名、支援区分2が23名、支援区分3が50名、支援区分4が41名、支援区分5が16名、支援区分6が4名となっております。支援区分3、

4の方が全体の66%を占めている状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 今、中心となる方たちが50名、41名の3と4ということで、具体的にどの程度の障害というか、そういうことの線引きは分かりますか。どんな程度かでも結構ですが、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 障害者支援区分ですけれども、障害の多様な特性や心身の状況に応じて必要とされる標準的な区分があるということで、支援の度合いによって1から6に分かれておりまして、数字が大きいほうが支援度の度合いが高いということになるようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 何となく分かったような感じはしますけれども、それで、私が問題としている反対の声があるということではしております。先ほどの町長でもありましたけれども、この再編の動きについて、その内容についてはどの程度つかめておりますか、お伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 町長答弁にもありましてとおり、国は現在、社会保障審議会の障害者部会において、グループホームと居住支援の在り方について検討しているところであります。その内容については、まだ正式には町のほうには示されていないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 実は、具体的ではないとはおっしゃいますけれども、この厚労省のホームページの中に既に検討中と出ております、きちんと。給付対象の見直しということで、人的サービス、食費、光熱水費、医療費、日常生活費という部分で、給付対象となるのか、実費負担をしていただくのかというのが、身体、知的、精神という3つの区分で今分かれている。例えば身体ですと、給付対象は応能負担、人的サービスと食費は、それで、医療費なんかは実費負担、知的障害者は、応能負担で全部給付対象であります。精神の方は、人的サービスは給付対象として負担はゼロ円ですと。その代わりに、食費と医療費は実費負担をお願いしますというのが、今の形なんです。これが3障害を一遍にまとめて、人的サービスを定率の給付対象とする。食費、光熱水費は実費負担の補足給付がありますよと、不足分は補給しますねと。それから、医療費、日常生活費を実費負担とすると、これが大きな柱というふうに、もう既に説明が出ているわけで

す。

恐らくこのまま進めていこうとしていると思うんです。ここにたくさん、個別のどういうことかと詳細が出ておりますので、これはもう調べてもらえれば分かりますが、そういったふうに今変わろうとしています。2年ほどかけてやろうというふうに考えられておりました、このことに気づいた方たちが、ここにこの前から、実はこのグループホームの改編に反対してくださいというインターネット署名が今回ついています。11月25日に私が署名したときに3万6,895人、目標5万人とりあえず、年内は5万人ということで、もう多分5万人にいつているんじゃないかなと思います。記者会見も3回目ぐらいされていると思うんです。

緊急行動ネットワークメンバー19名って、これ当事者の方たちとその代理人の方、それと親御さんたちの記者会見がありまして、こういったところで実はこういうことで、私たちの思いは全然ここに入っていないと。どういうことかということ、利用者の声は聞かれていないということ。運営者側の都合でやられているので、全てが悪いというわけではないけれども意見を聞いてくださいよということ。です。

今どういうことになっていくかということ、一番大きいところは、障害支援区分が低い人は、有期限の自立生活移行支援型、通過型のグループホームに移ると。大別されるわけです。それで、一定の障害区分以上の重度障害だけの人が利用するのは、一般形のグループホームということで、グループホームを2つに大別する。このことについて、それはおかしいんじゃないのということ。を言っておられるわけです。

なかなかこういった部分について、個々の実情もありますので、しかし、やっぱりここに書かれているのが、一番最後のところを見ますと、この再編の根拠になっていますのは、令和2年度障害者総合福祉推進事業、障害者支援の在り方に関する調査研究、グループホーム設置、生活支援の在り方、事業報告書、令和3年3月にコンサルティング会社が作ったもの、これがたたき台ということでこれが。それで立てていますということ。です。

そして、障害者団体の連絡会によりますと、今後としては、年内に方向性が出てしまうんじゃないかと、今年の年内ね。早ければ来年早々にも、新年度にもこれが出て、法案として出されるんじゃないかということで、この中では、グループホームの制度は、これまでも大きく変えられてきました。自立支援法時代、2006年から8年間は、ケアホーム、介護給付とグループホーム訓練等給付、2014年から一本化して現在のグループホーム、それをまた変えようと。くるくと変わってきたということです。それがもうほとんどそこを利用する人の声ではなくて、運営する側の都合によって、あるいは国の都合によって変えてこられるということに対して非常に警戒感を持っているということ。であります。

もうこういったところで、よく私も入っていますが、全生連と、全国生活と健康を守る会の

中でも、このことについて研究を進めております。やっぱり国が決めることですから、抵抗はしにくいかもしれませんが、ただ、市町村としてもう助けられるものはほかにはないのか、国富町のは特殊性のあるところです。なかなかないと思うんです。グループホームが二十か所もある町村って、恐らくは県内にはないと思いますが、それだけたくさんの方が町内で生活をなさっているわけです。だから、その辺も十分考慮をしていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

今日は主に福祉関係で申し上げましたが、若干時間がありますので、ちょっとだけ最初のところで言い漏らしがありました。実は全くこれは質問とは違いますけども、11月30日の夜に、米空軍の三沢基地のF19の戦闘機が燃料タンク2個を緊急放出して、空港に着陸しまして、そこで離発着をする一般の民間航空機が足止めを食らって一晩止まってしまったんです。一番最終便で東京とか帰ろうとする人たちが全く足止め食ってしまったと。そして、その説明が、当初米軍は、山中に落としたと言っていましたけど、見つかったのは民家から20m先です。長さが2.8mあって、重さが満タンですと約3tぐらいあるそうです。それが落とされたわけです。物すごい音がしたって。もう一機飛んだんです。もう一つは山の中だと言ったけど、実は役場から200mしか離れとらんところです。それぐらい近いところに落ちても米軍は知らん顔した。防衛局は緊急飛行停止をしてくれと、もう飛ばすなと言ったけど、知らん顔をしてまた飛ばしているんです。こういうことが日本の空で行われているということを知っておいてほしいと思います。本当に一歩間違えば大惨事です、これは。燃料タンクですから。だから、何か知らんけど、アラームが鳴ったので、もうやばいと思って捨てたんです。民家の軒先ですが、20mか、ほんのそこ辺です。こういうことを日本の空で平気でしているんです。こういう国に対して、アメリカに対して、日本の国は全く抵抗できない。日米地位協定というばかな法律をつくっているものだから、このことについて、皆さんももっと本当に日本を守るとはどういうことかということを考えていただきたいと思ひまして、このことをお知らせしました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、飯干富生君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を14時30分といたします。

午後2時14分休憩

.....

午後2時29分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

本日最後になります、谷口勝君の一般質問を許します。谷口勝君。

○議員（3番 谷口 勝君） こんにちは。傍聴の皆様、お忙しいところありがとうございます。

本日最後の一般質問をさせていただきます。今年、初めて議員にならせていただいた三名の谷口勝です。

少し自分のことを話します。出身地は隣の高岡町穆佐です。12月で64歳になりました。実家はかなりの山の中で、子供の頃は朝から晩まで山や川で遊んでいました。縁があり、国富町に住んで37年になりました。地域の多くの人にお世話になりながら生活してまいりました。これからは、自分のできることを精一杯地域のために行っていこうと思います。

今回、初めて一般質問をさせていただきます。

コロナの第5波が収まり、本県も感染者のいない日が多くなりました。住民を含めて多くの人たちの努力の結果で何とか克服できたと思います。しかしながら、世界では新たなオミクロン株のウイルスが発生し、大きな懸念材料になっております。

今回のコロナウイルス感染症を振り返ると、地図では分からない世界中の人のつながりが身近にあり、人的交流の多さを改めて思い知らされました。第6波の感染者が少なく収まることを祈るばかりです。

今回の質問は、マイナンバーカードについて。

マイナンバー制度は、行政の効率化、住民の利便性向上、公正な社会の実現のための社会基盤づくりを目的としています。本町の交付状況及び利用機会を増やして利便性を高めるための今後の計画を伺います。

次に、空き家対策について。

空き家バンク制度とその利用状況を伺います。

以上にて、壇上の質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、谷口議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードについてであります。

本町における交付状況は、本年11月14日現在、6,853件の35.91%で、県平均51.21%に比べますと若干低い状況にあります。本町ではこの状況を踏まえ、職員体制の充実を図る一方、本年10月からは希望される事業者へ役場職員が出向いてサポートする制度を開始したところであります。

このマイナンバーカードの利便性につきましては、本年10月から健康保険証として利用できるようになったことや、令和6年度末からは運転免許証との一体化も計画されております。また、マイナンバーカードのICチップを使って、民間事業者独自のカードアプリを搭載することもで

きるようになったことから、様々な利用サービスの利用拡大が期待されています。

このようなことから、さらに申請者が増え交付率も伸びてくるものと思います。

今後も、町民の皆様のご利便性の向上に向け、マイナンバーカードの交付率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策についてであります。

本町では、空き家の利活用と定住促進による地域の活性化を推進するため、平成27年度から国富町空き家バンク制度を創設し、取り組んでおります。

これまで12件の登録があり、うち8件が売買や賃貸借で契約が成立しており、2件は諸事情により登録が取り消されています。現在、土地のみの2件が契約可能な物件となっておりますが、近日中に家屋4件が新たに登録される予定となっております。

空き家バンクへの登録につきましては、トラブル等が発生しないように「宮崎県宅地建物取引業協会」と協定を締結して行っておりますが、今後は移住希望者のニーズに応えるためには、空き家の所有者だけでなく、地域の方々も含めた協力体制、受入れ態勢の構築も必要になってくるのではないかと考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんか。谷口議員、質問を続けてください。

○議員（3番 谷口 勝君） まず、マイナンバーカードについてですが、利便性を高めるための政策としてコンビニ交付がありますが、国富町では導入予定はないのか、またあるとすれば、いつ頃を予定しているのかを伺います。

○議長（渡邊 静男君） 菊池町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 全国でのコンビニ交付の導入済み自治体は、令和3年11月1日現在で888団体、全体の51%となっております。未導入の自治体が853団体で、そのうち人口3万人未満の市町村は712団体となっておりまして、未導入自治体の83%を占めている状況です。

県内で見ますと、9つの市と1つの町が導入済みの自治体で、今年度中に2つの自治体が導入予定となっております。

このコンビニ交付は、マイナンバーカードの普及促進を加速化させる国の施策の一つでございます。本町としましては、現在のところ導入予定はございませんが、初期導入費用、保守点検費用が高額のため、費用対効果や町民の皆様へのサービスの継続性等を考慮し、慎重に検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 導入予定は今のところないということですが、ちょっと困りましたね。いつの日かはそういう導入をされることと思います。ただ、導入するに至っては、これは国富町に限らずといえますか、いわゆるコンビニエンスストアのないところについては、非常になかなか次の交付の場を見つけにくいと思います。

国富町も同じような条件で、役場周辺とかにはコンビニが比較的あるんですが、八代地区などにはコンビニエンスストアはございません。そういった場合に、もうあとは郵便局交付というような考え方、ほかのところではやっているようですけど、そういうのを検討できないかということを質問いたします。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 先ほど申しあげましたとおり、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付は費用対効果、それから町民の皆様へのサービスの継続性等を考慮しまして慎重に検討しておりますが、八代地区にはコンビニがないということから、そのような地域の交付の方法の検討も必要になってくるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 先ほどから費用の話が出ておりますが、コンビニ交付を実施しようとする場合、どのくらいの費用がかかるのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 令和2年の見積りでございますが、ネットワーク敷設、電気工事等を除きまして、初期導入費用が3,500万円、年間の保守点検費が550万円です。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 健康保険証として使える町内の医療機関は何か所あるか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 坂本保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） 町内には4つの医療機関がございます。国富耳鼻咽喉科、たのなか歯科、西山歯科、むいかまち薬局の4件であります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 国の政策として、今後、マイナンバーカードでどのような活用方法が検討されているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、令和6年度末までに運転免許証との一体化が計画をされております。

それ以外の主な活用方法で計画されているものを申し上げますと、国立大学等における職員証・学生証としての活用、ハローワークカードとしての活用、マイナンバーカードを利用することによってパスポート発給申請時の戸籍情報の添付の省略、外国人の在留カードとの一体化などとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） コンビニ交付サービスは、朝の6時30分から夜23時まで、土日祝祭日も利用でき便利なサービスです。

宮崎県内では宮崎市をはじめ、これは11月1日のネット上の公開ですけど9市2町で交付サービスが提供されています。交付されたマイナンバーカードが使用されないまま引き出しなどで保管され使われない状態から、生活の様々な場面で使用できる環境を整えてもらいたいと願います。

役場の窓口での各種証明証の交付状況は、令和2年度で住民票写し8,628件、印鑑証明5,386件、戸籍関係まで含めると2万1,000件を超えます。この全てがコンビニ交付サービスになることはないでしょうが、行政間の照合等の時間短縮や事務処理の負荷の軽減が期待されています。

いずれ全ての行政機関は周囲環境を整えるのですが、国富町も遅れることのないように早い段階で取り組んで、町民がマイナンバーカードを使用する機会を増やして利便性を感じてもらえば、カード交付の数も多くなるのではないかと思います。

次に、空き家バンク制度について伺います。

まず、空き家バンク制度の周知方法はどのように行っているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 大矢企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 周知方法につきましては、町のホームページの掲載や県のホームページのリンクはもとよりですが、区長さん方への周知のために区長会でのチラシの配布、それから、過去には固定資産税の納付書に制度の案内を同封するなど、できるだけ多くの機会を捉えて周知を行ってきております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 空き家バンクに対する問い合わせは年間どれくらいの件数があるか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） コロナ禍の影響もありまして、都市部から地方への関心が高まっておりますが、本町においても問い合わせが増えてきております。集計はしていないんですが、電話などによる問い合わせが15件程度ありました。

また、県の東京・大阪事務所・移住センター、宮崎市の移住センターからの照会や、直接、町の窓口に来られて、空き家情報や支援事業を確認されていく方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 空き家バンクを利用する移住希望者は地域外に居住しておられますが、国富町の物件を見てもらうため、どのような案内を行っているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 空き家バンクで契約が成立した中には一部町民の方もいらっしゃいますけど、やはり多いのは町外からの移住者であります。

案内の方法としては、町ホームページに掲載する空き家バンク情報を中心に、専門の不動産情報による物件を幅広く検討していただくよう案内しております。

さらに、来年1月には、県が東京で主催する移住相談会に参加して移住希望者のニーズを探るとともに、本町のPRを行うこととしております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 貸出し物件の登録はないのか、家庭菜園付きや郊外の地域など、物件を増やして移住希望者の興味を引くような物件探しはできないか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 賃借物件についても空き家バンクへの登録の申込みは受け付けておりますが、賃借物件は利便性が高くて登録前には所有者が契約者を見つけるケースが多いということや、家族や親戚等の利用で登録に至らない状況であります。家庭菜園付きの物件につきましては、農業委員会と連携をしながら、移住希望者のニーズに合った物件の調査や把握に努めていきたいと考えております。

また、今後も移住促進を図るために郊外の地域を中心にニーズの把握も含め、あらゆる生活スタイルに対応した物件の確保に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 登録物件の数を増やすため、どのような取組を行っているのか

伺います。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 町では、都市建設課を中心に進めております「空き家対策計画」の策定時に行った空き家調査の情報を基に、空き家バンク登録希望者へのアプローチを継続的に行いまして、新たな空き家情報があれば積極的に情報発信を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 谷口議員。

○議員（3番 谷口 勝君） 移住希望者に対する助成制度もありますが、まずは国富町に様々な居住物件があるということを知ってもらうため、空き家バンク制度を活用して、使われることのないまま荒廃し、様々な問題を引き起こす空き家・空き地を少なくして有効な資源としての活用を行っていききたいものです。

来年度は、国土交通省にて空き地再生流通を促進する事業の計画もあるようです。

住居と職場が同一地域が理想ではありますが、居住の場所として国富町が選択されるよう町民を含め多くの人に空き家バンク制度を知っていただき、制度の目的を果たせるよう、まずは魅力的な登録物件を増やして有効な情報発信の工夫が必要と思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、谷口勝君の一般質問を終結いたします。

----- . ----- . -----

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分散会
